

各少年鑑別所視察委員会の 意見に対する措置等報告一覧表

平成29年4月末日現在

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌少鑑	H29. 3. 6	職員の発言について、不適切なものがあつたのかどうかを調査し、再発防止に向けた措置を講じることを求める。	調査した結果、不適切な発言をした職員は確認できなかったが、今後も効果的な職員研修を通して、適切な処遇の実施に努める。
2	札幌少鑑	H29. 3. 6	在所者が職員を目を気にせず提案箱に投かんできる運用を求める。	意見を提出したことによる不利益はない旨の説明を今後もオリエンテーション等を通じて徹底する。より投かんしやすいように「提案箱」の追加設置を検討する。
3	札幌少鑑	H29. 3. 6	食物アレルギーのある在所者に対する給食について、確実な方法で確認を実施するとともに、事後的に検証できる体制の整備を求める。	確認の過程を増やすなどの対策のほか、事後対応にも万全を期している。今後も職員研修を実施して更なる対策を検討する。
4	旭川少鑑	H28. 5. 24	屋外での運動は、可能な限り雪解け後早く開始すべきであり、本年度は遅れているのではないか。	本年度は、冬期間の雪解け後に、運動場の土を入れ替えた上で整地作業を行ったため、時間を要したものである。
5	旭川少鑑	H28. 5. 24	居室の座椅子に使用している座布団が薄いため、改善策を講じてほしい。	新規に品質の良い、厚みが十分にある座布団を購入し貸与した。
6	旭川少鑑	H28. 5. 24	主食を電子レンジで加熱した後、保温方法が適切でないため、主食に水滴が混じり水っぽくなりやすいため改善を求める。	電子レンジでの加熱の際に、ラップを効果的に利用し、主食内に水滴が入らないよう対策を講じた。
7	旭川少鑑	H28. 5. 24	社会一般的に2日間入浴しないのは、考えられないところでもあり、可能な限り入浴回数を多くすることは可能か。	入浴は、関係法令の定めに基づき必要な回数を確保しており、保健衛生にも配慮した上で実施している。また、他の矯正施設の取扱いとの均衡を考慮する必要もあり、当所のみでは対応は困難である。
8	旭川少鑑	H28. 8. 30	昨年度も挙げられていたが、就寝時間中、滅灯はされているものの、まぶしいようなのでアイマスクを使用させられないか。	自弁物品、給貸与品の品名については、訓令・通達で定められており、当所のみでの対応は困難である。
9	旭川少鑑	H28. 8. 30	入浴回数が増やせないならば、運動後、居室内で拭身させることはできないか。	拭身については口頭で説明し行わせていたが、所内の内規を改正し、生活のしおりに明文化して、拭身を行わせることにした。
10	旭川少鑑	H28. 11. 29	量の居室内で使用している座卓と座椅子では長時間の学習に適さないため、学習用机と椅子を貸与することはできないか。	居室は机と椅子の使用を想定した構造になっておらず、施設の管理上困難である。
11	旭川少鑑	H28. 11. 29	在所者が居室内で時計を利用することを検討できないか。	在所者が居室内から掛時計によりいつでも時刻を確認できる状態とした。
12	旭川少鑑	H29. 2. 9	面会時間を適正に確保するため、面会室にタイマーを設置し、時間を計測したらよいのではないか。	予算執行の際に優先して対応することとしたい（一部平成29年3月末までにタイマーの調達を実施した。）。
13	釧路少鑑	H28. 6. 25	お茶の支給を昼以外に夜間も実施することを検討願いたい。	現行の運用である就寝準備時までの申出時の給与に加え、毎朝食時及び夕食時の1日2回（合計2リットル）支給することに改めた。
14	釧路少鑑	H28. 6. 25	自弁購入できる飲料一覧に牛乳（紙パック）を追加することを検討願いたい。	牛乳については、消費期限が短く、衛生上の管理が困難であることに加え、栄養のバランス面では通常の食事メニューとして給与されていることから追加での実施はしない。
15	釧路少鑑	H28. 6. 25	テレビの音量を個別に調整できるようにすることを検討願いたい。	現状でもテレビの音量調節については、他の在所者に迷惑が掛からないよう、在所者からの申出に応じてその都度職員がリモコンで調節している。このことが理解されていなかったと思われるので、今後は入所時のオリエンテーションで周知していきたい。
16	釧路少鑑	H28. 6. 25	自弁購入できる便箋（通信用紙）についてたて書きも追加することを検討願いたい。	たて書きの便箋について、希望があれば購入できるようにした。
17	釧路少鑑	H28. 6. 25	起床と就寝の音楽をもっと長くするよう検討願いたい。	起床時の音楽は、起床時間であることを知らせる意味合いで、また、就寝前の音楽は、在所者の就寝準備が終わった後、布団に入って就寝を知らせる意味合いで約30秒から90秒程度放送している。当該音楽は、合図として放送しており、現行の運用が適当と史料する。
18	釧路少鑑	H28. 6. 25	パソコン学習でワードを使うことができないか検討願いたい。	在所者に貸与しているパソコンは、教科教育の支援を目的として居室内で使用させているが、当該学習ソフト以外のソフトを使用させた場合、不必要なメッセージや個人情報の書き込みなど管理運営上支障の生じるおそれがあることから、現行の運用を変更することは適当ではない。
19	青森少鑑	H29. 3. 21	在所者との面接を実施した際、いまだに意見・提案書の作成方法、投函箱の存在や設置場所等について理解していない在所者が認められた。資料に基づいた口頭での説明だけでなく、リーフレット等を配布するなどの確実な方法で説明することを要望する。	入所時のオリエンテーション時及び担任教官の初回面接時に居室内に備え付けている「生活のしおり」を示しながら説明しているところであるが、同説明に加えて、新たに視察委員作成によるリーフレットを「生活のしおり」に編てつし、同リーフレットを示して説明することとした。
20	青森少鑑	H29. 3. 21	平成28年度は4人の在所者と面接を行ったが、面接を希望しない在所者も見受けられた。視察委員との面接の機会を十分なものとするため、より一層、視察委員への面接を促すよう懇切丁寧な説明を心掛けることを要望する。	視察委員との面接についても、意見・提案書の作成方法等と同様に丁寧な説明を心掛けているが、希望しない在所者が見受けられるところである。今後も「生活のしおり」及び同リーフレットを示すなどして丁寧な説明を心掛けていきたい。
21	青森少鑑	H29. 3. 21	女子在所者から美容師による調髪希望があつた場合については、貴庁のみで決定できるものではなく、上級官庁にその旨伝えていくというのが昨年の回答であつたが、女子在所者から美容師利用の希望があつた場合の対応について具体的に検討願いたい。	昨年度の意見について上級官庁に伝えたところ、訓令の改正はなされていない。当所としては、女子在所者の調髪も可能な理容業者を選定し、同業者と協定書を締結し、それに伴い内規も整備する予定である。

22	青森少鑑	H29.3.21	平成28年度は新たに61冊の書籍を整備したとのことであるが、在所者の学習や反省の機会を保障するため、幅広いジャンルの書籍を整備してほしい(例えば書籍一覧表等を用いて欠けているジャンルを定期的にチェックする方法等も有効と考える。)。また、情報化社会の現代では書籍はすぐに陳腐化するものであるため、早期に新しい書籍と交換することを検討してほしい。	書籍一覧表を用いて、欠けているジャンルを中心に毎年更新整備しているところであるが、今後も視察委員会の意見を踏まえ、幅広いジャンルの書籍の整備を図ってきたい。
23	青森少鑑	H29.3.21	娯楽放送については、退所前に在所者から取るアンケートがある程度の数になったとき、アンケート結果を基に改善してほしい。併せて、映画リストを作成し、リストの中から映画を選択する方式にすることも検討してほしい。	今後もアンケート調査を継続し、娯楽放送の改善の参考としていきたい。また、在所者には入所時に映画リストを閲覧させるなどして、視聴の希望を踏まえ、在所中の番組編成の参考としたい。
24	青森少鑑	H29.3.21	在所者に職業紹介ビデオを視聴させているとのことだが、ビデオにない職業についても、例えば書籍等を利用するなどして代替手段を講じてほしい。	職業紹介ビデオは現在159種類備えているところ、入所中の1人の在所者に視聴させられるのは50本程度である。また、備付書籍の中には、62種類の職業に関するものも整備しているところであるが、今後も、視察委員会の意見を踏まえ、職業紹介ビデオにない職業を考慮した上で、書籍の整備を図ってきたい。
25	盛岡少鑑	H29.3.31	現在の職員定数、職員の現在の勤務状況、及び職員の現在の健康状態等を考えると、そもそも定数自体が貴所の運営管理を十全に行う人数に足りていないと考えられることから、可能な限り速やかに職員の増員を図るよう、上級官庁にも十分に現状の厳しさを伝え、対応を強く求めること。	施設としては、職員の勤務状況の改善や健康管理に資するため、更に施設運営の合理化・効率化を図っていきたい。 なお、職員の勤務状況等については、上級官庁に伝えていきたい。
26	盛岡少鑑	H29.3.31	盛岡少年院との庶務課業務集約合理化に関し、上記のとおり貴所の人員がもともと少ないことも相まって、鑑別部門職員にも影響が及んでいると認められることから、業務集約自体の是非等も含め、十分に検討すること。	盛岡少年院との庶務課業務集約合理化については、昨年度、上級官庁を交えて検討作業を進め、その結果を申合せ事項とした。本年度は、その申合せ事項を踏まえ、庶務課業務集約合理化を円滑に図っていくこととした。
27	盛岡少鑑	H29.3.31	在所者と家族の面会につき、電話による面会ができるよう検討等されたい。	法令で、電話による面会を認められている者の範囲が、在院中在所者に限られており、被観護在所者等その他の在所者については、電話による面会が認められていないため、施設限りでは対応できない。
28	仙台少鑑	H29.3.7	前年度「全体として新しく清潔感があるが、無機質すぎる感もある。未成年者の収容施設であることから、明るく癒し効果のある壁紙とすること等を検討すべきである。」と意見具申したところ、その趣旨を踏まえ、面会室の壁への絵画の設置、木製の机への変更、個人居室内への時計の設置という対応をしていただいた。 引き続き、廊下や調査室等の壁等についても対応をお願いしたい。	平成28年度に、所内美化プロジェクトチームを立ち上げ、廊下等の壁面への掲示物(各種ポスター、絵画など)を具体的に検討し、寮内廊下5か所に掲示物掲示用のホワイトボードの設置、観葉植物の設置等を決めた。掲示する絵画等は、平成29年度予算により購入することを予定している。
29	仙台少鑑	H29.3.7	前年度、運動器具・用具、本についてより一層の充実を図ることを約束していただいたが、購入もしくは導入されたものについて、具体的にご教示いただくとともに、本等につき少年からの購入のリクエストがあった場合には、対応いただくよう検討願いたい。	平成28年度に、観護処遇充実化プロジェクトチームを立ち上げ、新しい運動種目用の道具や居室内運動用DVDを購入した。具体的には、運動用具については、「ソフトボーリング(プラスチック製のボーリング)」「マジック9(3×3の的にボールを当てるゲーム)」「ドッジビー(ソフトタイプフリスビー)」「けん玉」を購入し、使用させている。また、居室運動用DVDを新規に4枚購入した。なお、書籍は、在所者に実施している退所時アンケートや、平素の観護処遇において要望を聞き取っており、購入時には当該希望も勘案して購入している。平成28年度は、120冊を整備したが、最近映画化されたものの原著作本や話題の書籍、漫画を多数含めている。
30	仙台少鑑	H29.3.7	前年度、規則として、必要以上の規制がなされている部分があるのではないかと意見具申したところ、文房具等、部屋で使用できるものについて、制限する必要性も含めて検討する旨、貴庁の回答を得た。今年度、日用品、シェービングクリームの購入は可能になったとの報告を受けたが、その他の検討結果も回答願いたい。	意見を受けて、購入可能な物品を拡大した。購入できないとしている物品は、納品までに時間が掛かり、少年が退所してしまうおそれが高い物品である。
31	仙台少鑑	H29.3.7	前年度、図書の利用範囲を拡大すべきであるとして意見具申したところ、「貸与可能な図書のリストを作成して居室に備え付け、土・日等の休日に適宜職員に申し出れば図書交換ができる体制を準備しており、平成28年度中には実施予定」との回答を得たが、その後の経過を回答していただくとともに、本年度実施した在所者からの意見聴取の際、図書室の本が少ないため充実してほしいとの要望があったので、図書の一層の充実を検討されたい。	平成28年度中に全ての図書を整理し直した上でリストを作成する作業は、予定どおりには進まなかったため、居室に備え付けることはできていないが、可能な限り早期にリストを完成させ、対応できるようにしていきたい。 なお、図書室の書籍は、平成28年度整備した書籍を含め合計2066冊あるところ、図書の充実については、引き続き実施していく。
32	仙台少鑑	H29.3.7	物品に関する購入希望の提出から、入手までの期間を短縮することはできないかについて検討願いたい。	購入希望から入手までの期間について、業者にストックがある物品であれば、入手までの期間が短縮となった。なお、取り寄せとなる場合、一定の時間を要することはやむを得ないと考える。
33	仙台少鑑	H29.3.7	前年度「少年が空虚に過ごすことのないよう、課題の出し方について検討」するよう要望したところ、貴所からは検討中との回答を得た。検討結果について、回答願いたい。	課題は、飽くまでも鑑別に資する目的で、選択的に提示しているものであり、在所者が与えられた課題にどのように取り組むかについて、空虚に過ごすかどうかも含め、行動観察の対象としており、適正な分量で与える必要がある。「貼り絵」のように根気のいる作業を丁寧に取り組むように助言したり、描画を複数種類指定したりするなどして、その取組態度を観察するほか、課題以外の各種健全育成支援の働き掛けを適宜行っている。
34	仙台少鑑	H29.3.7	運動について、日曜日や祝日には一定時間、居室内運動の機会を付与しているとのことであるが、日曜日や祝日に一日中居室に単独でいることは、精神衛生上の問題があるため、日曜日や祝日も運動場で運動を行えるようにされたい。 本年度実施した在所者からの意見聴取によれば、平日の運動と土日の映画鑑賞が少年鑑別所での楽しみになっているようである。日曜日・祝日においても、心身の健康保持のために、運動の機会を付与するようにされたい。また、1回の運動時間を、現状よりも長くすることを検討されたい。	運動は、少年鑑別所法第31条及び少年鑑別所法施行規則第17条の規定どおり適正に実施しており、休日が長く続く際には、職員に超過勤務を命じて運動日を設定するよう配慮している。なお、1回の運動時間については、少年鑑別所法施行規則第17条第2項に基づき適正に実施している。

35	仙台少鑑	H29. 3. 7	面会について、親との面会時間が一回30分では短いとの意見があった。また、働いている親にとっては、土日の面会ができないことは不都合・不便でもある。土日における親等との面会の実施及び一回あたりの面会時間の延長について、検討されたい。	面会は、少年鑑別所法第83条及び少年鑑別所法施行規則第47条ないし第49条に基づき、適正に行っている。面会時間は、同法施行規則第49条が30分を下回らない範囲で行うと規定しており、30分を基本として実施しているが、内容によっては、30分以上の面会を認める取扱いもすることがある。また、土日の面会については、職員配置の都合上、常時実施することは困難であるが、個別のケースの必要性にどのように対応できるかは検討したい。
36	仙台少鑑	H29. 3. 7	在所者は成長期にあり、新陳代謝が旺盛である。現状、週2回とされている入浴の回数を増やすことを検討されたい。特に、夏期は週2回以上の入浴回数を確保するよう努められたい。	入浴は、少年鑑別所法第33条及び少年鑑別所法施行規則第18条に基づき、従来から年間を通じて週3回実施しているほか、入所後速やかに実施している。夏季は平日の運動実施後毎回シャワー浴を実施している。
37	仙台少鑑	H29. 3. 7	在所者は本委員会の存在をほとんど認識していないようである。提案箱への意見の投かんを促すためにも、本委員会の存在を周知するよう努められたい。また、提案箱を面会室等にも設置することを検討されたい。	入所時オリエンテーション時には口頭で、在所者に貸与している「生活のしおり」には文章により説明がされているほか、「生活のしおり」の巻末に提案書様式を付すなどして、周知に努めている。なお、提案箱は、在所者用の意見の提出を求めるために設置されているものであり、面会室への設置は、増設場所としては適正ではないと思考するが、例えば図書室に提案箱を増設することは検討したい。
38	仙台少鑑	H29. 3. 7	本年度実施した在所者からの意見聴取の際、蛇口の水が飲めるのかとの質問や、午後8時以降の水分補給をどうしたらいいのかわからないとの意見が出た。これらにつき、職員から説明があったものとは思われるが、所内での生活において生じた疑問等につき、気軽に尋ねることを可能にする制度を整える必要性はあると思われる。例えば、質問箱を設け、投かんされた質問に対して一両日以内に黒板等に記載して回答する等の方策が取れないか検討されたい。	在所者の居室には、「報知ボタン」（病院でいう「ナースコール」のようなもの）が設置されており、例示のあった蛇口の水の件のようなことは常に申し出られる体制が既に整っている。また、平日の居室検査時や担当教官の面接時にも在所者の疑問等を丁寧に聞き取るようにしており、質問箱を設置するような取扱いをする必要性はないと考えるが、気軽に質問等できるよう引き続き在所者へ働き掛けていく。
39	秋田少鑑	H28. 6. 9	在所者と面接したところ、「運動時間を増やしてもらいたい。」旨の発言があった。居室外で運動をする時間を増やすか、居室内で軽い運動をすることを許可しても良いのではないかと。	少年鑑別所法施行規則第17条第2項に「在所者には、一日におおむね1時間以上、運動の機会を与えるものとする。」と規定されている。当所においても、平成27年3月20日付け所長指示第51号「秋田少年鑑別所運動実施要領」に「1日1時間以上」と定められており、1時間を下回らない運動時間を設けているのが現状である。在所者の健康保持上、問題はないと考えており、仮に運動時間を延長するとすれば、他の日課や調査等に十分な時間を確保できなくなるおそれがあることから、現状の運用を継続したい。
40	秋田少鑑	H28. 6. 9	在所者と面接したところ、「図書交換が週に2回しかなく、借りた本をすぐに読み終わってしまうので退屈だ。」という旨の発言があった。実際に寮舎を視察したところ、何もすることがない様子で、退屈そうにしている在所者の姿も見られたことから、図書交換の回数を増やすことを検討してもらいたい。	従前、毎週月曜と金曜に図書交換を実施していたが、回数を増やして、毎週月曜、水曜、金曜の週3回、図書交換を実施することとした。週の貸与日をもう一日増やし、毎週3日図書の貸与日を設けることとした。
41	秋田少鑑	H29. 3. 31	居室内における運動（ストレッチ）について認めることを検討してもらいたい。	施設の管理運営上及び規律秩序維持の観点から、定められた時間以外の室内運動は制限しているが、体をほぐすために一時的に首や腕、腰を回す、背伸びをするといった一般的な動作まで制限するものではない。
42	秋田少鑑	H29. 3. 31	自動販売機の設置をして、面会時の差入れを認めてほしい。	自動販売機については、設置場所の確保、施設の老朽化による電気容量不足等の問題から、設置は難しい。また、面会時の飲食物の差入れは認めない取扱いをしている。
43	秋田少鑑	H29. 3. 31	両親、付添人からも意見が出せるように、提案箱の設置場所について検討してほしい。	提案箱は、在所者が視察委員会へ意見・提案書を提出するためのものとして法令に規定されていることから、委員会が直接外部の方から意見聴取をするための提案箱の設置は行わない。なお、家族や付添人等から施設に対する意見については、従来から個別に対応しているところであり、今後はその旨を面会待合室に掲示するなどして、一層の意見の聴取に努めたい。
44	秋田少鑑	H29. 3. 31	視察委員会の回数について増やすことを検討してもらいたい。	視察委員会の開催回数は、昨年度までは4回であったが、本年度は5回開催する予定としている。
45	福島少鑑	H29. 3. 30	各居室から24時間時計で時刻を確認できるようにしたとされるが、依然時計が見えにくい。根本的には各居室に時計を設置すべきである。また、上級官庁への伝達を求め全国的な解決を望む。	在所者の要望に応じて時計の位置を変えたり、時計を見やすい居室に変更するなど工夫した。視察委員会の要望は、上級官庁に伝達する。
46	福島少鑑	H29. 3. 30	運動について、多様な運動の種類を求める。バスケットボール等の実現を求める。	多様な運動種目を実施できるよう努めたい。なお、バスケットボールのゴール設置については、グラウンドがあまり広くないことから外壁及び庁舎建物への登はんの危険性が高くなるため保安面から難しいと考える。
47	福島少鑑	H29. 3. 30	図書の利用面について貸出冊数の制限の緩和など利便性の向上を求める。	現状として週3回、1回につき6冊貸与している。ただし、読み終えた本(漫画本を除く。)については、申出により交換できるよう対応している。なお、教科や就労に関する書籍については、冊数に制限を設けていない。
48	福島少鑑	H29. 3. 30	運動時間について、在所者の希望ある場合や、延長が在所者の特性から処遇上望ましい場合、時間延長や午後も運動時間を設ける対応を検討されたい。併せて、職員の増員を求めたい。	午後に居室内運動の時間を確保するよう検討する。また、職員の増員については、施設限りでは対応できない事項であるため、上級官庁へ伝達する。
49	福島少鑑	H29. 3. 30	職員の士気高揚を図る研修体制や職場環境の維持に一層努められたい。	今後とも積極的な職員研修等の実施に努めたい。
50	福島少鑑	H29. 3. 30	就寝時の照明についてまぶしさを緩和できるような暖色系のLEDライトに変更するなど工夫を求める。	居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態の把握の必要性から、一定の明るさを確保する必要がある。なお、LEDライトへの変更については、上級官庁へ予算上の要望を行う。

51	福島少鑑	H29. 3. 30	視察委員会の存在や提案箱の周知のため一層の工夫を求める。	「生活のしおり」に提案箱の設置場所を図示した案内図を整備することとする。
52	福島少鑑	H29. 3. 30	施設委員会の開催回数について、年4回にこだわらない弾力的運用を求める。	視察委員会の開催回数については、本年度5回開催する予定としている。
53	宇都宮少鑑	H29. 3. 31	現在、備付書籍等は週2回の貸与とする運用であるが、少年の読書に対する関心を高め、かつ、選書を誤った場合などにも別の書籍等の貸与を受ける機会が増加することは望ましいことと考えるため、貸与の回数を週3回とする運用に改められるよう要望する。	備付書籍等については、在所者数及び職員配置等施設運営上、実施が困難な場合を除いて、従来から実施している週2回の貸与に加え、希望者に対しては新たに週1回の貸与の機会を与えることとし、原則として週3回の貸与とする運用に改めることとする。
54	前橋少鑑	H29. 3. 30	白米及び麦の比率について、可能であれば柔軟な対応を求める。	在所者に給与する主食の米麦比率については、「矯正施設被收容者食料給与規程の運用について」によって定められており、当所が独自に変更することは困難である。なお、毎週複数回は主食としてパンやめん類を取り入れており、今後も献立等を工夫し、適切な食事の給与に努める。
55	前橋少鑑	H29. 3. 30	警察留置施設内で購入したシャンプーや石けんであれば、容器内等に別種の物品が紛れ込むようなおそれはないので、持ち込みを許可するよう求める。	警察留置施設内で購入後、いったん使用したシャンプー・石けんについては、内部に危険物等が入られる可能性もあるところ、当所では限られた職員数で検査を行うことに加え、内容物を検査するための特別な機器もないことから、その確認ができず、持ち込みを許可することは困難である。なお、自弁品がない者には、質量ともに警察留置施設内で購入可能なシャンプー・石けんと同程度のものを無償で給与している。
56	前橋少鑑	H29. 3. 30	運動を行うことは、在所者の成長に重要な影響を与えるものであることに鑑み、在所者の意思を確認の上、可能な限り運動時間をとることを求める。	少年鑑別所法施行規則において、在所者には1日におおむね1時間以上、運動の機会を与えたとされているところ、当所では午前中に1時間、午後に1時間の計2時間、運動の機会を設けており、他の日課との兼ね合いからも、これ以上運動の機会を与えることは困難である。
57	前橋少鑑	H29. 3. 30	本年度末で非常勤医師が退職のところ、常勤・非常勤を問わず医師に定期的に診察してもらうことが重要であることから、担当医師の確保に善処することを求める。	平成28年度末をもって非常勤医師が退職となり、後任の医師の確保ができないため、関係官庁と協議調整した結果、当面の対応として、近隣少年院の常勤医師により、当在所者の健康診断、診療等を実施することとなった。矯正医官としての経験豊富な同医師により、従前と同じ時間数の診療等が行われ、必要時には随時連絡を取ることも可能であり、実質的には診療体制の充実が図られている。
58	さいたま少鑑	H29. 3. 13	今後も、提案箱の存在について、周知徹底されたい。	入所時に、提案箱の制度について、口頭で説明するとともに、生活のしおりにも記載して周知を図っており、今後もそうした周知方法を継続する。
59	さいたま少鑑	H29. 3. 13	在所者にとって、食事の提供は重要なので、食事内容について今後も特段の配慮をいただきたい。	訓令で定められたカロリーの中で、栄養士がバランスや味付け等を考慮し、必要な栄養を十分に摂取できるよう献立を作成し給与している。今後も必要に応じて、共同炊さん実施庁と連絡調整をし、食事を提供していく。
60	さいたま少鑑	H29. 3. 13	入浴回数の増加が困難であるならば、シャワーの利用回数を増やすなどで配慮願いたい。	夏季においては、入浴回数を週3回にするとともに、入浴未実施日の屋外運動後にはシャワー浴を実施している。ただし、冬季については、汗をかく機会が少ない上、シャワー浴だけでは身体が温まらず体調を崩すおそれがあり、健康管理上好ましくないことから、現状のとおりとする。
61	さいたま少鑑	H29. 3. 13	在所者に評価できる行動や発言等が見られた際には、職員が積極的に評価する言葉を投げ掛けるなどの対応を願いたい。	在所者の資質や能力を踏まえ、健全な育成のための支援という観点から、今後も適切な対応をするよう努めていく。
62	千葉少鑑	H28. 10. 28	入浴時に使用したタオルを当日に洗濯できるように検討願いたい。	使用したタオルをその日のうちに洗濯できるようにした。
63	千葉少鑑	H29. 3. 16	冬期、廊下に整備されたストーブから遠い居室では、寒さを感じていることから、対応を検討願いたい。	電気容量に問題がなく、かつ、医療上の必要を考慮し、ホットマットを貸与する方向で検討したい。
64	千葉少鑑	H29. 3. 16	冬期、便座が冷たいため、便座カバーの使用などを検討願いたい。	冬期には、シール式(使い捨て)のものを備品として整備する方向で検討したい。
65	千葉少鑑	H29. 3. 16	就寝時の室内灯が明るいので、減光やアイマスクの貸与等検討願いたい。	居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態の把握の必要から一定の明るさを確保することに加え、動静視察上も必要であり、現状維持としたい。
66	千葉少鑑	H29. 3. 16	図書の利用の柔軟化(貸出し冊数(及びその内訳)・方法等)について検討願いたい。	貸与冊数を火曜日4冊を6冊へ、金曜日6冊を8冊へ増やした。
67	千葉少鑑	H29. 3. 16	冬期の入浴回数を現在の2回から増やすことを検討願いたい。	少年鑑別所法施行規則第18条第1項の規定に基づき、適正に入浴を実施しているが、加えて予算上の制約にも配慮する必要があるため、対応は困難である。
68	東京少鑑	H29. 3. 30	視察委員会及び提案箱の存在を周知する方法として、①居室にポスターを掲示する、②在所者への説明資料を別途配付する、③在所者が提案箱等の付近を通過する際に、立ち止まらせるなどして説明する、④施設内行事等の機会に説明する、を検討されたい。	①③④については、居室設備の維持管理、日課運営、保安上等の観点から実施が困難である。②については、寮内掲示ポスターを縮小して配付することなどを検討したい。
69	東京少鑑	H29. 3. 30	意見・提案書に自弁の便箋を使用できることを明示されたい。	寮内に掲示するポスターに明記するなどの方法を検討する。
70	東京少鑑	H29. 3. 30	面会が立て込んでいる場合でも、遠方から来た保護者等に対する面会時間の短縮はすべきではない。	面会の申出状況等によりやむを得ない場合、法令に基づき、保護者等の居住地にかかわらず面会時間を短縮することがある。その都度面会者に説明し、引き続き適正な運用に努めたい。
71	東京少鑑	H29. 3. 30	面会控室の時計が遅れていたので配慮願いたい。	直ちに正確な時刻へと修理した。
72	東京少鑑	H29. 3. 30	面会時に差し入れることができる飲料の自動販売機はコーヒー類が多いことから改善を求める。	設置業者と協議し、対応する。

73	東京少鑑	H29.3.30	ホームページに面会者心得や差入れ可能物品一覧表等を掲載して情報提供することを検討されたい。	ホームページへの掲載により、保護者以外の特定多数の者に情報が拡散し、誤解をもって解釈されるおそれがあることなどから、実施は相当ではない。
74	東京少鑑	H29.3.30	少年鑑別所法第29条第1項に定める学習の機会の提供等に関する取扱いとして、在所者に12色の色鉛筆が貸与されているが、これ以外の文具の貸与についても検討されたい。	原則として、大臣訓令に定められていない物品を貸与し、支給し、又は自弁を許すことはできない。要望があったことは上級官庁へ伝達する。
75	東京少鑑	H29.3.30	差入品一覧表記載の物品で「女子に限る。」とされている髪留め等について、見直しを検討されたい。	大臣訓令において、ヘアピンが「女子に限る。」と定められていることから、施設独自の判断ではできないので上級官庁へ伝達する。
76	東京少鑑	H29.3.30	居室に暖房設備がないことから、寒さ対策について検討されたい。	暖房機器の増設は、機器の購入や電気容量の増設等に伴うことから、予算の制約上、自庁限りでの対応は困難であるが、冬季には、衣類や寝具の貸与を手厚くし、カイロの自弁使用等を許可するなどして対応している。
77	東京少鑑	H29.3.30	面会控室に保護者閲覧用の「生活のしおり」等を備えて在所者の生活に関する情報を開示することを検討されたい。	「生活のしおり」は少年鑑別所法施行規則に基づき在所者に必要事項を告知するために備え付けているものであり、保護者等への説明のために「生活のしおり」そのものを設置するのは適当ではないと思われるため、在所者の生活に関する情報を提供できるものを新たに備えることとした。
78	東京少鑑	H29.3.30	カロリーだけでなく、バランスの取れた食事を給与されたい。また、温かい食事の給与について検討されたい。	矯正施設被收容者食料給与規程等に基づき適正に給与している。副食については、請負業者による調理、配送、給与までの時間や衛生面を考慮すると、対応が困難な実情にあるものの、主食、汁物についてはこれまでも温食給与を行っている。
79	八王子少鑑	H29.3.29	入所者の自殺防止策については、再発防止に努められたい。	今後も、自殺事故等防止に向けて、最大限の取組を行うこととしている。
80	八王子少鑑	H29.3.29	食事については、規程に基づいた熱量・栄養量で給与されているところ、①食事の量が少ない等の要望は毎回のようには寄せられ、切実なものと考えられる。②食事は在所者の生命身体に関する基本的な権利であり、他の要望よりも尊重する必要がある。③身長だけで通常と異なる内容及び熱量の食事を支給するという基準自体も必ずしも説得力があるものとは言えない。 以上のことから、矯正施設被收容者食料給与規程を再検討されるよう要望する。	施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
81	八王子少鑑	H29.3.29	自弁による食事等の回数は1週間に1回だけであり、あまりにも少ないと言わざるを得ない。したがって、自弁による食事等の回数をできる限り増やすよう要望する。	現段階では、契約業者からは対応困難である旨の回答を得ているが、引き続き契約業者と交渉を行い、自弁による食事の回数を増やすよう努める。
82	横浜少鑑	H29.3.23	近隣地に建設された港南区役所新庁舎から、貴所内にいる少年の容姿等が眺望されることのないよう、十全な措置を講じられたい。	区役所庁舎内の窓ガラスの一部をスモーク仕様とするなどの対応を求めたほか、当所においても寮舎内の必要箇所カーテンを設置するなど対応を執った。今後もふかん防止のための所内の物的環境の整備や区役所に対する申入れ等の対策を講じていく。
83	横浜少鑑	H29.3.23	在所者に提供する食事及び飲料について、温度、味付け、分量などが適切に提供されるよう、十分な配慮をされたい。	運搬や配食の時間を最小限に抑えるなどの配慮を行っているところ、更なる作業時間の短縮に向けた工夫や運搬時に使用する容器を保温性の高いものに変更するなどしたい。また、塩味の低下を補うための減塩和風だし等の使用のほか、各種香辛料等の利用など、可能な限り在所者の嗜好に沿った食事の給与に努めたい。
84	横浜少鑑	H29.3.23	在所者が意見・提案制度を自由かつ積極的に利用できるよう、制度の告知等に努められたい。	在所者全員に対し、意見・提案制度に関する説明文書及び意見・提案書用紙を入所時オリエンテーション時に配布するなどの対応を執った。
85	横浜少鑑	H29.3.23	在所者が居住する室内の温度管理、換気、清掃等により、在所者の居室環境が適正に維持されるよう、十分な配慮をされたい。	節電対策の一環として使用を控えていた空調設備を使用したほか、暑さ対策としての各居室への扇風機の設置や各在所者への氷枕の貸与、寒さ対策としての使い捨てカイロの支給をするなどした。各居室の通風口や網戸の清掃、布団干し、居室の畳替えなどを適宜実施しているほか、在所者に対しても、毎日10分間の室内清掃の時間を設け、居室内を清潔に保つよう指導するとともに、居室の換気を行うことを常時許可している。
86	横浜少鑑	H29.3.23	貸出図書について、在所者に対する教育的効果を十分に考慮し、特に学習参考書など備付図書の種類を一層充実させるよう配慮されたい。	寄贈及び購入分を含めて備付け書籍を約157冊整備し、そのうち一定数が学習参考書及び職業・資格関連図書で占められている。また、地域図書館の書籍の再活用制度も利用し、備付け書籍を整備している。
87	横浜少鑑	H29.3.23	来年度以降も、2か月に1回程度（年6回程度）の頻度で委員会が開催できるよう、あらかじめの準備をされたい。	引き続き貴委員会の要望（年6回開催）については上級官庁に報告することとした。
88	新潟少鑑	H29.3.21	在所者に夏用の座布団を貸与するに際しては、必要であれば通常の座布団を併せて貸与できることを告知し、在所者からその希望があれば、これに対応すべきである。	在所者に夏用の座布団を貸与する際には、普通の座布団も併せて貸与できることを告知し、在所者からその希望があれば、夏用の座布団に併せて普通の座布団も貸与するよう貸与の方法を変更した。
89	新潟少鑑	H29.3.21	提案箱について、提案箱は少年鑑別所の職員に触れることなく視察委員が直接開かんすることを「生活のしおり」に記載するとともに、これに投かん用の用紙を同封し、かつ、提案箱の近くに在所者が使用できる用紙を備え置くべきである。	提案箱は少年鑑別所の職員が触れることなく視察委員が直接開かんすることを「生活のしおり」に記載するとともに、これに投かん用の用紙を同封し、かつ、提案箱の近くに在所者が使用できる投かん用の用紙を備え置くこととした。
90	新潟少鑑	H29.3.21	少年鑑別所への入所説明に際して、在所者は少年鑑別所視察委員に職員との立ち会いなく面会が可能であることを告知すべきである。	入所説明時に、在所者に対し、少年鑑別所の職員との立ち会いなく少年鑑別所視察委員と面会が可能であることを告知することとした。

91	新潟少鑑	H29.3.21	少年鑑別所の建物について、在所者が少年鑑別所から外部に出入りするための専用の出入口の設置を検討すべきである。	在所者専用の出入口については、平成26年度から上級官庁に対して要望しており、今後も継続して要望していく。
92	新潟少鑑	H29.3.21	監督当直勤務を行った職員については、有給休暇の取得を取り易くするなどの配慮をすべきである。	監督当直勤務を行った職員については、当直翌日の年次休暇取得を従前から奨励している。
93	甲府少鑑	H29.3.30	提案箱の利用を書面及び口頭で周知し、提案箱本来の活用が図られるような改善を検討されたい。	提案箱の利用については、従前から在所者全員に貸与している「生活のしおり」に記載するとともに、入所時のオリエンテーションにおいて、口頭で説明し、その用紙を提案箱の近くに備え付けているが、今年度、各居室にも用紙及び専用の封筒を備え付け、より提出しやすい取扱いとしている。
94	甲府少鑑	H29.3.30	就寝時における常夜灯の明るさに対する配慮を検討されたい。	在所者の就寝時間帯において、保安上及び健康管理上、その動静等を確認する必要があるが、居室天井に設置された蛍光灯は、在所者の状況を確認するのに必要な照度である。
95	長野少鑑	H29.3.15	提案箱の利用によって不利益な取り扱いを受けることがないことやどんな内容、どんな用紙を用いても受け付けられることを「生活のしおり」に追記することを求める。	「生活のしおり」に私物の便箋を使って提案できること及び、職員は内容を見ないことを追記した。
96	長野少鑑	H29.3.15	在所者との面接の際には、場所や声の大きさ等に配慮されたい。	在所者の相談に応じる際は、他の居室に聞こえない大きさの声で対応すること、また、必要な場合は面接室を利用することを職員に指示した。
97	静岡少鑑	H29.3.23	視察委員会の開催回数について、年4回では十分とは言えないため、開催回数を増加していただきたい	平成29年度からは、視察委員会の開催回数が5回に増える予定である。
98	静岡少鑑	H29.3.23	建物の老朽化が著しく、外観の改善が実現したが、さらに一層の改善を検討されたい。	施設の老朽化が著しい状況にあるが、施設限りでの対応が困難であるため、引き続き必要な予算の増額を要求する。
99	静岡少鑑	H29.3.23	入浴の回数の増加など、処遇改善のためには、現在の人員体制では不十分であり、人員の確保について検討されたい。	人員配置を増やすことについては、当所限りでは対応できない事項であるため、上級官庁に要望していきたい。
100	静岡少鑑	H29.3.23	常勤医師の確保について、所内独自の努力のみでは不十分であり、上級庁が責任を持って関与し、予算の確保を含む、全国水準での対策について検討されたい。	意見があったことを上級官庁に報告するとともに、上級官庁とも協力しつつ、引き続き常勤医師の確保に努める。
101	静岡少鑑	H29.3.23	健全な育成のための支援は有意義に行われているが、頻度の増加や種目の拡大にさらなる努力をされたい。	健全な育成のための支援の機会を保障しているが、引き続き適切な処遇の充実に努めたい。
102	静岡少鑑	H29.3.23	図書の貸出しのルールについては改善されたが、更なる柔軟な対応が望ましい。また、蔵書の冊数のほか古典的な文学書を加えるなど種類の充実も検討されたい。	古典の文学書については、既に整備した。引き続き、蔵書の充実に努めたい。
103	静岡少鑑	H29.3.23	テレビの自由視聴やラジオの聴取なども取り入れ、文化的環境をさらに充実させることを検討されたい。	テレビの自由視聴やラジオ聴取は、機器の配線や構造上、難しいが、引き続き文化的環境の充実に努めたい。
104	富山少鑑	H29.3.27	在所者の熱中症対策について検討願いたい。	現状においては在所者の居室内に扇風機を設置して対応しているところ、今後更なる対策として、冷風扇又はスポットクーラーを廊下に設置すること等の要否について検討したい。
105	金沢少鑑	H29.3.29	視察委員会の面接を希望する場合に職員に申し出ることができる旨や、意見・提案を適宜提案箱に入れてよい旨を生活のしおりに明記することを検討されたい。	生活のしおりに、面接希望を職員に申し出ることができること及び意見・提案書を適宜提出できる旨を記載することとした。
106	金沢少鑑	H29.3.29	救済の申出、苦情の申出と意見・提案書の区別・異同が分かりにくいいため、区別・異同が明確になるよう生活のしおりに注記することを検討願いたい。	生活のしおりの表記を分かりやすくするよう検討する。
107	金沢少鑑	H29.3.29	現在の方法では、在所者が意見・提案書を提案箱に入れるところを必ず職員に見られてしまうため、職員に見られずに提案箱に入れることができる方法の工夫を検討願いたい。	保安上の観点から、在所者の行動は職員の視線内で行わせる必要があるが、提案箱に書面を入れる場面を例外とすることは困難である。
108	金沢少鑑	H29.3.29	夕食の開始時刻について、一般社会と比べると早いことから、30分ないし1時間遅らせることを検討願いたい。	食事の時間帯については、弁当給食となった関係で夕食の開始時間を1時間遅らせる試行をしており、その結果を踏まえて改正することとした。
109	金沢少鑑	H29.3.29	夜間（就寝時）の照明については眠りの妨げになることから、施設の性質上、夜間の照明を消すことはできないにしても、明るさを減じるなどの工夫を検討願いたい。	居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態の把握の必要性から、一定の明るさを確保する必要がある。なお、廊下等寮内の各箇所については可能な範囲で減灯措置を講じている。
110	金沢少鑑	H29.3.29	蔵書のさらなる充実を要請する。例えば、進路・就職に関する情報や、学習用図書について、在所者の要請に臨機にこたえる工夫を検討を願いたい。	毎年度、図書の整備更新を実施しているところであり、今後も引き続き充実化を図っていきたい。
111	金沢少鑑	H29.3.29	在所者の健康・衛生上の観点から、夏場及び急激な気温の変化の対応として、エアコンの設置を検討願いたい。	エアコンの設置については、施設の構造上、予算的措置も含めて困難である。意見については、上級官庁に報告する。
112	金沢少鑑	H29.3.29	規則正しい生活を送る前提として、在所者の居室に時計を置くことを要請する。	日課等については、寮内放送を通じてその都度職員が指示しているところであるが、時計を居室内に整備することも含め、在所者に時刻が分かる方策を検討したい。
113	金沢少鑑	H29.3.29	意見・提案書の趣旨と仕組みについて、分かりやすい説明文を配布するなどして周知徹底されたい。	意見・提案書の趣旨等については「生活のしおり」に記載しており、オリエンテーション時などに説明しているところであるが、分かりやすい記載と説明について検討していきたい。
114	金沢少鑑	H29.3.29	保護者用の意見・提案書の書式を用意して、保護者用の意見・提案箱を保護者の待合室にも置くことを検討願いたい。	提案箱は、在所者が視察委員会へ意見・提案書を提出するためのものであり、それ以外の方からの施設運営に資するための意見聴取については施設がすべき事項であることから、委員会が直接外部の方から意見聴取するための提案箱の設置は行わない。

115	金沢少鑑	H29.3.29	入浴回数(現3回)の増加を、特に夏場について要請する。また、シャワーは毎日使用可能にすることを要請する。	入浴の回数は、週3回としているところ、夏季は、毎日浴槽への入浴又はシャワー浴の機会を設けている。
116	金沢少鑑	H29.3.29	自主学習用の教材を難易度別に選択できるようにする等、収容されている在所者のニーズに合わせた学習機会の付与を検討願いたい。	学習用教材については小学校1年生用から高卒認定用までを整備しており、在所者から学習教材の貸与の申出があった際には必要に応じて貸し出せるようにしている。
117	金沢少鑑	H29.3.29	運動の充実のため、土日にも運動場等での運動を可能とすることを検討願いたい。	現在、3連休以上の場合には、レクリエーション室での運動を実施している。また、通常の土日も含めた休庁日には、居室内での運動時間を設定し、運動のビデオを放映するなどして、その機会を確保している。
118	金沢少鑑	H29.3.29	ジュース、菓子類の購入の回数(現週2回)を増やすことを検討願いたい。	現状、必要十分な機会が確保されており、増やす予定はない。
119	金沢少鑑	H29.3.29	意見・提案書に対する早期の返答を検討を願いたい。	意見・提案書に対する返答が早期にできるよう対応したい。
120	金沢少鑑	H29.3.29	近隣の少年施設と兼任している視察委員会委員に負担が掛かっているため、今後、段階的に改めることを検討願いたい。	委員の選定については、関係団体の推薦を得て行っており、施設限りでは対応できないが、必要に応じて関係団体の理解を得られるように努めたい。
121	金沢少鑑	H29.3.29	委員会の開催回数について、当委員会の制度の趣旨からすると、その活動に十分な予算措置が講じられるべきであるから、今後は開催回数について柔軟な対応を検討願いたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないため、上級官庁に伝達する。
122	金沢少鑑	H29.3.29	第1回委員会の開催を早期に実施できるよう、関係各所に働き掛けることを要請する。	第1回委員会の開催を早期に実施するよう調整を行いたい。
123	福井少鑑	H29.3.14	在所者が、視察委員会の存在意義や活動内容、提案箱の設置趣旨や利用方法を十分理解することができるよう適宜のタイミングで在所者に対する適切かつ丁寧な説明を配慮願いたい。	所内のどこに提案箱が設置されているか具体的な場所を在所者に示すほか、入所後数日経過して実施する担任となる教官の初回面接時においても説明することとし、在所者が、視察委員会の存在意義や活動内容、提案箱の設置趣旨や利用方法を十分に理解することができるよう丁寧な説明を心掛ける。
124	福井少鑑	H29.3.14	「生活のしおり」のしおりのファイルに編てつされている視察委員会に関する説明文は、救済の申出、苦情の申出及び少年鑑別所職員への相談等の説明と並列に記載されており、分かりにくいので配慮願いたい。	視察委員会に関する説明文については、救済の申出等とは別業にし、「生活のしおり」に編てつした。
125	福井少鑑	H29.3.14	意見・提案書を投函するための箱の前部に「意見箱」と表記されているが、福井少年鑑別所視察委員会規則及び在所者に貸与している生活のしおりに添付されている説明書においてはいずれも「提案箱」と記載されているので、箱と説明書の表記が一致するよう配慮願いたい。	説明書と箱の表記を「提案箱」で一致させた。 (平成29年3月17日実施)
126	福井少鑑	H29.3.14	意見・提案書の所定の用紙を、「生活のしおり」とともにあらかじめ在所者に交付していただきたい。	所定用紙及び作成中の意見・提案書を保管する封筒を「生活のしおり」を編てつしているクリアブックに同封することを検討している。
127	福井少鑑	H29.3.14	経験年数の多い職員の比率が高い一方、当直回数は年齢や在職年数を問わず、週に1回ないし2回あり、職員の心身に対する負担は相当重いと推察されることから、職員の増員等就業環境の改善に向けた方策を検討されたい。	職員の増員については、当所限りでは対応できないものであるため、上級官庁に報告する。それ以外の就業環境の改善については、今後も検討することとした。
128	岐阜少鑑	H29.3.27	夜間、就寝時の照明については可能な限り暗くするよう対応願いたい。	在所者の居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態を把握する必要性から、一定の明るさを確保する必要がある。
129	岐阜少鑑	H29.3.27	夏季・冬季の施設内の温度を調整し、生活上快適な温度となるよう対応願いたい。	生活環境については、これまでも適切な温度調整を図ってきたが、今後も引き続き適切な温度を保てるよう努めたい。
130	岐阜少鑑	H29.3.27	衣服の貸与については保温効果の高い被服を用意するなどの対応を検討していただきたい。	現在でも冬季には厚手の上着を貸与している。また、衣服を更新する際は、今後も防寒に配慮した上着の調達を行っていく。
131	岐阜少鑑	H29.3.27	在所者に対する接し方については、一人の人間としての尊重を忘れず、丁寧な対応を心掛けるようにしていただきたい。	在所者に対する接し方については、懇切、丁寧に、かつ誠意をもって対応するとともに、個々の在所者の特性に応じた働き掛けを行うよう努めている。
132	岐阜少鑑	H29.3.27	在所者からけがの申出、報告等があった際には、けが等の有無の確認の意味も含めて、医師等の施設外の第三者に対する客観的な確認を行うように対応を行っていただきたい。	在所者からのけがの申出や報告等に対しては、当所の招へい医師に対応方針を確認するとともに、必要に応じて外部の医療機関での診察を実施している。
133	岐阜少鑑	H29.3.27	老朽化した施設の補修又は改修を適切に行いつつ、施設の改修にあたっては、居室内の夜間照明色を暖色系への変更、温度環境が改善されるよう冷暖房設備等の利用を配慮した設計、明るい色彩等を考慮した施設等によること等、長期的な計画も含めて、今後の施設改善の検討を積極的に行っていただきたい。	今年度は庁舎及び寮舎の屋上防水シートの全面張替えを実施した。今後も在所者の生活環境の改善に資するよう、引き続き補修や工事を進めていく。
134	岐阜少鑑	H29.3.27	本委員会の活動の実行性を高めるためにも、在所者の入所時に、提案箱の設置場所や、自由に提案箱への投書が可能であること等、本委員会の存在や意義を分かりやすい言葉で具体的に説明していただきたい。	本委員会の活動については、在所者の入所時や面接場面での口頭説明のほか、居室備付けの「生活のしおり」等にて周知するように努めている。加えて、提案箱の設置場所等についても適宜説明を行っている。在所者においては、ともすると委員会と家庭裁判所、弁護士等との区別が付きにくく、委員会に自身の意見を伝えることの重要性を十分に理解していない場合があるため、個々の在所者の理解度に応じて具体的な説明の仕方等をより検討していくこととする。
135	岐阜少鑑	H29.3.27	意見・提案書の書式については、依然として在所者にとって使いやすい書式とはなっておらず、改善の必要性があるので、上級官庁に改善の要望をしていただきたい。	意見・提案書の様式は、通達をもって定められている。委員会の意見は上級官庁に伝達する。

136	岐阜少鑑	H29. 3. 27	在所者の関係者からも本委員会に気軽に意見を投かんで けるよう待合室に提案箱を設置するなどして広く意見収集 をできる環境を整備することを求める。	提案箱は、在所者が視察委員会へ意見・提案書を提出するた めの ものであり、それ以外の方からの施設運営に資するための意見聴取 については施設がすべき事項であることから、委員会が直接外部 の方から意見聴取するための提案箱の設置は行わない。
137	名古屋少鑑	H29. 2. 27	居室内に時計を設置することについて検討願いたい。	廊下の壁に掛け時計を複数設置し、居室内から時刻が確認で きる ようにすることを検討している。
138	名古屋少鑑	H29. 2. 27	居室内のちり紙について、現行の備え付けのちり紙より も柔らかい素材のトイレトーパー等を検討願いたい。	備え付けのちり紙を変更することは困難であるが、特段の事情 があれば医師の指示のもと、個別対応を実施している。
139	名古屋少鑑	H29. 2. 27	運動について、現行の運動時間以外に、外気に触れ、手 足を伸ばす時間を増やすことを検討願いたい。	職員配置や運動の実施方法等を工夫して、戸外運動の実回数 の 増加に努めていく。
140	名古屋少鑑	H29. 2. 27	入浴について、夏季には毎日シャワー及び洗髪の時間を 設けることを検討願いたい。	予算及び職員配置上、対応が困難である。なお、夏季には就寝 前 に拭身を許可する運用としている。
141	名古屋少鑑	H29. 2. 27	自殺防止策について、少年院送致決定がなされた在所者 については、審判後の動向について注視されるようお願い したい。	少年院送致決定のあった在所者について速やかに心情把握を 行 うとともに、審判後の行動観察を適切に行うことで、今後も自殺事 故 を未然に防ぐようにしていく。
142	名古屋少鑑	H29. 2. 27	視察委員会の開催回数について、委員長判断により、臨 時会議を開催し得るよう、臨機な予算措置の対応をお願い したい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施 設 限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
143	津少鑑	H29. 3. 28	入浴の回数を増やされたい。	入浴回数を週2回から週3回に増やした。
144	津少鑑	H29. 3. 28	疾患を持った在所者について、症状の判別や症状の危険 性についてのポイントを医師に確認した上で、在所者を観 察する態勢を作られたい。	これまででも心身の疾患を抱えて入所した在所者に対しては、入 所 直後に保護者、主治医と連携を図っており、今後もこの態勢を継 続 していく。
145	津少鑑	H29. 3. 28	いわゆる「上から目線」の態度で在所者に接すること で、在所者が素直に応じることができない場面があるた め、職員の在所者に対する態度を見直されたい。	職員研修等により人権意識の向上や適切な処遇態度などの育 成 を図り、在所者に反発心を抱かせるような処遇の防止に励んでい る ところであるが、加えて職員間における処遇態度の格差を是正で き るように処遇テキストの作成を予定している。
146	津少鑑	H29. 3. 28	提案箱への投書を増やす工夫をされたい。	入所時のオリエンテーションにおいて適宜説明するなど、提案 箱 について周知を図ることとしたい。
147	津少鑑	H29. 3. 28	保護者の待合室に提案箱を設置し、面会に来た保護者か ら意見を聞く工夫をされたい。	提案箱は在所者が視察委員会へ意見・提案書を提出するた めの ものであり、それ以外の方からの施設運営に資するための意見聴取 に ついては施設がすべき事項であることから、委員会が直接外部の 方 から意見聴取するための提案箱の設置は行わない。
148	大津少鑑	H28. 9. 1	在所者が職員の面前でしか投かんでできないため、面会者 や接見者が投かん可能な場所に提案箱を設置してもらいた い。	法の趣旨としては、在所者が所内生活で感じたことを伝えるた め の手段であり、所内生活を直接知りうる立場にない者からの提案 を 受け入れることはできないため、設置しない。
149	大津少鑑	H28. 9. 1	夜間の空腹感に対応できるよう、自弁物品にパン等を取 り扱うことはできないか検討願いたい。	業者と調整を行い、所内例規を改正し、本年中に自弁物品と し て、菓子パン（メロンパンとジャムパン）を購入することができる 体 制をとった。
150	大津少鑑	H29. 1. 13	トイレの便座に直接座するため、冬場は特に寒いと思料さ れることから、対策を講じられたい。	便座に貼付するシートを調達し、季節を問わず在所者1名につ き シート1組を給与することとしたい。
151	大津少鑑	H29. 3. 30	夏季のシャワー入浴の期間を拡大してもらいたい。	シャワー入浴の実施期間については、気候等によりその都度 定 めることとしている。
152	大津少鑑	H29. 3. 30	夏季の閉庁日にもシャワー入浴を実施してもらいたい。	閉庁日のシャワー入浴の実施は、職員配置や保安上の問題が あ り、対応は難しい。
153	大津少鑑	H29. 3. 30	洗髪について、官給品・自弁物品ともリンスインシャ ンプーであるが、別々になっているものを使用させることは できないか検討願いたい。	官給品・自弁物品とも、リンスインシャンプーについては、変 更 等が可能か対応を検討したい。
154	大津少鑑	H29. 3. 30	自弁のパンの購入が可能になったが、全在所者に対して 夜間の空腹感を緩和するための工夫や改善策を講じられたい。 。	施設限りでの対応には限界があるため、上級官庁へ意見があ っ たことを申し伝える。
155	大津少鑑	H29. 3. 30	改修工事に伴う業者の出入りや騒音について、可能な限 り配慮されているが、引き続き、落ち着いた環境で生活で き るよう工夫されたい。	やむを得ず騒音等が発生する場合は、引き続き、事前の告知を 行 うなどして、静かな環境の確保に努めたい。
156	大津少鑑	H29. 3. 30	報知器が降りていても、職員がすぐに気付かない場合 があると思料されるところ、早急に改善を講じられたい。	巡回を密に行うことで対応することが基本であるが、設備的 に 対応可能であるか引き続き検討したい。
157	大津少鑑	H29. 3. 30	冬場の居室内の寒さについて、対策を講じられたい。	限られた設備・予算の中で対応可能かつ効果的な採暖方法につ い て検討したい。
158	大津少鑑	H29. 3. 30	頻繁に面会に来ることが難しい保護者もいることから、 面会時間の延長や平日以外の面会について検討され、柔軟 な 対応を求める。	法令を遵守して面会を実施しているところ、時間の延長につ い ては、事情がある場合には個別に対応することも考えられる一方、 閉 庁日の面会については、職員配置や保安上の問題があり、対応は 難 しい。
159	大津少鑑	H29. 3. 30	運動不足を感じる在所者がいることから、十分な運動の 時間及び質の確保について、引き続き検討されたい。	健全な心身の成長を図るため適切な運動を行う機会を与えな け ればならないとされているところ、共犯関係や職員配置を考慮し な がら、可能な対応について検討したい。
160	大津少鑑	H29. 3. 30	横臥できる時間が、就寝とその準備の時間以外には、午 後零時から同1時までの1時間だけだが、自由時間の横臥 許 可について、検討されたい。	自由時間の横臥の可否について、所内で検討を行いたい。

161	大津少鑑	H29.3.30	施設限りでは対応困難と承知しているが、少なくとも法務技官(心理)については、早急に増員が必要な状況にあることから、増員を要望する。	施設限りでの対応は困難であるため、上級官庁へ意見があったことを申し伝える。
162	京都少鑑	H28.8.8	少年鑑別所が作成し配付している意見・提案書とは別に、委員会が作成した提案箱案内文を少年に配付して欲しい。	視察委員会が作成した案内文を提案箱の近くに掲示するとともに、居室備え付けの「生活のしおり」に挿入して配付することとした。
163	京都少鑑	H29.3.31	夏の暑さや冬の寒さの時期における少年の生活環境と職員の執務環境に問題がある。施設の新築を急いでいただきたい。	施設の新築については、当所の現状について上級官庁に説明し、理解を得られるよう努める。また、夏季、冬季における在所者の生活環境を改善するための工夫も種々行っている。
164	京都少鑑	H29.3.31	地域援助業務について、外部機関からの要望に組織的に対応するための人員増及び組織整備を急いでいただきたい。	職員の増員については、施設限りでは対応できない事項であるため、上級官庁に要望があったことを伝えたい。地域援助業務については、外部アドバイザーによるコンサルテーションを定期的に行いながら、特定の職員に負担が掛からないような体制づくりを検討している。
165	京都少鑑	H29.3.31	少年の入所時間が遅い等の事情のために、執務時間外の勤務が少なくなく、職員の負担が大きいという勤務実態や、収容人数は減少しているものの少年が抱える問題は複雑多様化し、質の面では困難化しているといった事情を考慮して、職員の増員について適切な配慮をすべきである。	少年の入所時間については、関係機関との協議会等の場を通じて、可能な限り官庁執務時間内になるよう依頼している。また、職員の増員については、施設限りでは対応できない事項であるため、上級官庁に要望があったことを伝えたい。
166	京都少鑑	H29.3.31	少年の資質鑑別上、時代に即した科学的調査を行う態勢の充実が極めて重要であるので、専門書の整備や検査器具の絶えざる更新等について、不十分な点があれば速やかに対処してほしい。	毎年、予算の範囲内で鑑別に必要な専門書や心理検査等を整備しているところであり、今後も引き続き整備していく。また、地域援助業務についても依頼元の幅広いニーズに対応する必要があり、地域援助業務に必要な心理検査の整備も重点的に行っているところである。
167	京都少鑑	H29.3.31	在所者たちとの面談の中で、特に夏場の入浴について週4回にしてほしいという要望や、運動後にシャワーを使いたいという要望があったので、実現してほしい。	入浴回数については、通常は週2回のところ夏季は3回に増やしている。入浴回数を更に増やすことは、光熱水量が増加することへの予算的な問題や、職員配置上の問題から、困難である。運動後のシャワーについては、夏季は希望者に水シャワーを実施している。
168	京都少鑑	H29.3.31	女子在所者との面談の中で、男の先生しかいないと話づらいという話が出たので、配慮してほしい。	官庁執務時間内の女子処遇は基本的には女性職員が行っている。当所は女性職員は当直勤務をしていないが、夜間・休日の子少年からの申出は官庁執務時間内に女性職員に確実に引き継いでいる。
169	京都少鑑	H29.3.31	在所者との面談の中で、複数の在所者から、漫画本を増やしてほしいという要望があったので、配慮してほしい。	当所の官本総数中漫画本は23.4%であり、漫画本を読みたいという在所者の志向も考慮して図書を整備している。ただし、職員が良書を勧めることで読書の楽しみを知り、積極的に読書をするようになる在所者も多数いるので、十代の青少年にふさわしい良書を揃えることにも努めている。
170	京都少鑑	H29.3.31	在所者との面談の中で、副食やお茶が冷めているという話が出たので、配慮してほしい。	食事については、副食は弁当給食業者から冷蔵した状態で納入された状態のまま)で給与している。主食については保温箱で納入されており、温かい状態で給与している。お茶については、秋から冬にかけては魔法瓶タイプの水筒で温かいお茶を給与するなど、季節に応じた温度のお茶を給与している。
171	京都少鑑	H29.3.31	在所者との面談の中で、食事をする部屋にトイレがあり、臭いの仕切りをしてほしいという要望があったので、配慮してほしい。	集団室のトイレは分隔されているが、単独室については、居室の構造上、トイレの仕切りを設置することは困難である。トイレの便器やその周辺について、職員が衛生管理の観点から適宜消毒を行っているが、在所者自らがトイレを清潔にすることについても指導している。
172	京都少鑑	H29.3.31	在所者から提案箱に提出された意見に、男子単独室の電気が暗いので改善してほしいというものがあった。室内の明るさについて調査した上、適切に対応してほしい。	全居室の照明器具を取り換えることは、予算的な制約から、現時点では難しいので、学習や読書、当所での課題に取り組むために必要と認められる場合には、卓上用の照明器具を貸し出す方向で検討する。
173	大阪少鑑	H29.3.28	土日休日面会の検討を求める。	官庁執務時間外においては、必要最低限の職員を配置した当直体制で施設を運営していることから、職員立会を原則としている面会への対応が困難である。
174	大阪少鑑	H29.3.28	30分の面会時間の確保を今後も引き続き求める。	引き続き面会時間を30分確保するよう努めたい。
175	大阪少鑑	H29.3.28	貴所において可能な学習支援方法について検討されたい。	当所では、個々の在所者の学力や学習の進度に応じて、パソコンを利用した学習支援活動を行っているほか、在所者がその場で分からない点等について質問ができるように、月3、4回の頻度で外部講師に指導を依頼している。また、学習指導要領の改訂に伴い、教科書や参考書、学習支援ソフトを更新しているところであるが、引き続き予算の許す範囲で適切な学習支援活動を強化したい。
176	大阪少鑑	H29.3.28	視察委員会と意見・提案についてごく簡潔に説明した書面を作成したので、これと意見・提案用紙を生活のしおりファイルに見開き状態にして挿入し、被収容者が用紙を用いて意見・提案をできるように取り計らわれない。	視察委員会への意見・提案を行いやすくするために、提案いただいた生活のしおりへの説明書面及び意見・提案用紙の挿入も含め、今後どのような方策が適切かについて検討を行う。
177	大阪少鑑	H29.3.28	意見・提案用紙の書式は矯正局において定められているとのことであるが、少年にとって不親切で記載しづらいものになっているので、これを抜本的に改めること、あるいは、視察委員会で独自の書式を作成するので、その書式を使用できるように、上級官庁と協議されたい。	意見・提案用紙の書式を抜本的に改める意見については、上級官庁に伝達することとしたい。

178	大阪少鑑	H29. 3. 28	本年度、5回開催が実現したが、視察・面接をした上で年次報告書をまとめるとなれば、これでも足りず、開催日以外の日に視察の機会を設けた。そして、その日は結局、施設の視察のみならず、その文案の検討に長時間を割かなければならなかった。この現状に鑑み、年6回の正式会議が開催できるよう取り計らわれない。	平成29年度においては、年5回分の委員会開催の予算措置が講じられていることから、本年度においてもこの予算措置の範囲内での開催を予定しているところであるので、御理解願いたい。 なお、年6回の正式開催ができるようにとの貴委員会から御意見があったことについては、上級官庁に伝達することとした。
179	神戸少鑑	H28. 3. 31	現在約870平方メートルしかない運動場が、保護室設置のために約590平方メートルに減ってしまうことは収容少年の健康維持上問題である。 直ちに施設の改善は困難としても、雨天時の運動の確保、日光浴の確保などの努力が望まれる。	当所運動場が、保護室・静穏室新営工事実施期間中（平成29年11月30日までを予定）は使用できないことから、雨天時も使用可能な屋内レクリエーション室を運動場に代わる運動場所として指定し、在所者に必要な運動時間と場所を確保している。 また、現在物干場として使用している日光浴の可能な庁舎中庭を、在所者に対して園芸など軽作業を実施するスペースとして活用することとしており、今後は、周囲の安全性や保安面の問題を改善しながら、軽運動が実施可能なスペースとしても活用することを検討している。
180	奈良少鑑	H29. 3. 29	図書の貸出回数及び貸出冊数を増やすとともに、間隔が空きすぎない貸出曜日となるよう工夫すべきである。	1週間の貸出日のバランスを調整するとともに、1週間の貸出数も増やし、図書の利用環境の改善を図るとともに、学習用図書については、冊数制限せずに貸し出しができることから、定数外の図書貸出についても丁寧に説明していきたい。
181	奈良少鑑	H29. 3. 29	図書の更なる充実を図るべきである。	平成28年度中に、経年劣化の激しい図書を廃棄し、新たに100冊強（漫画本を含む。）の図書を整備したほか、現在、「資格取得に関する本」として50冊以上を備えているところ、在所者のニーズに合わせ、今後も蔵書の見直し、更新に努めたい。
182	奈良少鑑	H29. 3. 29	居室の寒冷対策を講じられたい。	寮舎廊下に設置されているエアコンを稼働させ、居室内の室温を19度ないし22度に保つとともに、極寒期においては使い捨てカイロを居室内で使用させることに加え、とりわけ寒い北側寮舎の居室には、ホットカーペットを新規に整備した。
183	奈良少鑑	H29. 3. 29	浴槽の湯の衛生管理を徹底されたい。	入浴は原則1人ずつ実施し、次の入浴の前に適度にさし湯をして、浴槽の湯はその都度一定程度新しいものに入れ替えているほか、身体を洗ってから浴槽に入るよう指導するなどして、清潔な状態を維持している。
184	奈良少鑑	H29. 3. 29	居室において、ちり紙に替えてトイレトペーパー及びティッシュを提供されたい。	ちり紙及びトイレトペーパーを給与する。ティッシュペーパーについては、保安上必要な検査が困難な形状から給与できない。
185	奈良少鑑	H29. 3. 29	トイレトペーパー及びティッシュを物品購入できるようにされたい。	ちり紙及びトイレトペーパーについては、現在、差入れ、購入とも可能である。ティッシュペーパーについては、保安上必要な検査が困難な形状から差入れ、購入とも許可していない。
186	奈良少鑑	H29. 3. 29	物品購入リストにあるが、無償での提供が行われているものについて誤解が生じないよう特に説明されたい。	誤解が生じないよう丁寧に説明していきたい。
187	奈良少鑑	H29. 3. 29	職員が個々の在所者と話す時間を増やし、より積極的な関わりを持つよう配慮されたい。	面接を実施しているほか、直接訴えがない場合においても、日記の内容等から気分の塞ぎこみや情緒不安定な状況がうかがえる場合、積極的に声掛けを行い、心情の安定に導くよう働きかけている。 また、日記に「心と身体のカレンダー」と称して、当日の睡眠や食欲、気持ちの変化等をチェックする欄を設け、自ら申し出ることが難しかったり、日記の文面等からうかがいがい知れなかつたりする場合でも、その欄をきめ細かく点検することにより、対象者の心情の揺れ動きを把握することが可能と思われるので、こうした記載欄があることを入所時のオリエンテーション等の機会を利用して周知徹底に努め、在所者一人ひとりに適切に関わっていく体制を維持したい。
188	奈良少鑑	H29. 3. 29	委員会の開催回数を年4回に限定すべきでない。	視察委員会開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
189	和歌山少鑑	H29. 2. 28	酷暑時に対応できる空調設備について、増設を希望する。	自庁予算において、男子収容区域内の1室に空調設備を設置した。
190	和歌山少鑑	H29. 2. 28	冬季における入浴時間について、健康障害発生リスクを低減させる措置を希望する。	金曜日の入浴を、原則として午後実施することとした。 今後も、対応できる範囲で入浴時間を遅らせることを検討する。
191	和歌山少鑑	H29. 2. 28	年間6回の委員会開催回数を可能とすることを希望する。	視察委員会の開催に伴う必要な予算の増額については、施設限りでは対応できないので、上級官庁に伝達する。
192	和歌山少鑑	H29. 2. 28	意見・提案書の利用を促進する方策を立てることを希望する。	今後も、在所者に対して視察委員会への意見・提案書の提出について周知を図りたい。
193	和歌山少鑑	H29. 2. 28	図書室に備え置く図書について、ジャンルの拡大など図書の充実を希望する。	平成27年度は105冊、平成28年度は99冊を整備した。
194	和歌山少鑑	H29. 2. 28	保温衣類等（レッグウォーマー）の使用について、柔軟な措置を執ることを希望する。	現行では、冬季にひざ掛け毛布を全在所者に貸与することで防寒対策を図っている。
195	和歌山少鑑	H29. 2. 28	生活のしおりに「日常生活Q&A」というような頁を設けるなどして、在所者の視点に立った改正を希望する。	適時、内容を見直して改正していることから、より活用しやすいような工夫を検討する。
196	鳥取少鑑	H28. 7. 25	女性職員が1名だけであるため、生理等女子少年特有の問題に常時対応できるよう女性職員の増員が望ましい。当面何らかの対処をとられたい。	女性職員の増員については、施設限りでは対応できないので、意見を上級官庁に伝達する。女子在所者特有の問題については、休日前等に女性職員の申出等を詳しく聞き、例えば生理用品を増貸しておく等、きめ細かい対応に努めている。

197	鳥取少鑑	H28. 7. 25	女子在所者から入浴時間が短いという声があったが、長くすることはできないか検討願いたい。	入浴時間は所内規程で20分以内と定めており、更衣や洗髪後の髪の乾燥時間は含まれておらず、特に問題はないと思われる。ただし、考慮すべき特段の事情があれば、個別に配慮する。
198	鳥取少鑑	H28. 7. 25	在所者から弁当の副食が冷たいという声があったが、電子レンジで温める等の対応はできないか検討願いたい。	主食は温蔵庫に保管しているが、副食は弁当容器の関係で一括して温められず、一品毎に小分けすることによる食中毒の危険性の増加を懸念して、夏季は冷蔵庫保管としている。冬季については、温蔵庫保管で対応する。
199	鳥取少鑑	H28. 7. 25	在所者から就寝時間が早すぎるという声があったが、読書を認める等の対応はできないか検討願いたい。	就寝時間は所内規程で定められた日課であり、職員の夜間勤務体制とも直結するので変更はできない。ただし、必要に応じて受験生等に延灯学習を認めることができる。
200	鳥取少鑑	H28. 11. 8	在所者から部屋が暗いという声があり、照明を明るくするか電気スタンドを貸与する等の措置を講じられたい。	延長コード等を居室内に入れることに保安的な心配があることから、必要時にランタンを整備することとした。
201	鳥取少鑑	H29. 2. 6	地域援助業務の更なる充実強化のために、必要な職員の増員及び予算の増額をされたい。	施設限りでは対応できない問題なので、意見を上級官庁に伝達する。当面は、現行体制で収容業務とのバランスを勘案しながら、地域援助業務の拡充に努めたい。
202	松江少鑑	H29. 3. 23	貸与図書交換について、土日に限って上限を3冊から4冊（うち漫画は1冊から2冊）まで増やし、聖書を書架に加えることを要望する。	土日等の休庁日については、貸与図書を4冊（うち漫画は2冊まで）に変更することとした。なお、聖書については、すでに購入し、書架に備えた。
203	松江少鑑	H29. 3. 23	土日についても室外やレクリエーション室での運動が可能となるよう運用改善、職員配置及び予算上の措置を要望する。	休庁日は最低限の職員配置にせざるを得ない現状では、運動は困難である。御意見については、上級官庁に伝達する。
204	松江少鑑	H29. 3. 23	入浴回数をさらに増やすこと、土日についても入浴を可能とする運用改善、職員配置及び予算上の措置を要望する。	休庁日は最低限の職員配置にせざるを得ない現状では、入浴は困難である。御意見については、上級官庁に伝達する。
205	松江少鑑	H29. 3. 23	食育の観点から、メニューに食育に関する備考を加えた資料の配布、食育に関する職員研修の実施、食事中の職員による声掛け等の検討を求める。	食育については、健全な育成のための支援の一環と捉えて、実施しているところであるが、これを充実させる方向で検討したい。なお、食事中の職員による声掛けについては、静かに食事を摂りたい在所者もいると史料されることから、現状どおり見守る姿勢を維持することとした。
206	松江少鑑	H29. 3. 23	日々の食事に1品加える等、食事内容の工夫を要望するとともに、それを可能とする予算上の措置が必要である旨意見する。	予算上の課題から平成29年度から弁当給食に変更するように指示があったことから、しばらく様子を見ないと分からない部分があるものの、予算措置の範囲内で、可能であれば品目の増加について検討したい。
207	松江少鑑	H29. 3. 23	翌朝までの空腹感を減少させるため、夕食開始時間を午後5時以降とするよう求める。	平成29年度から弁当給食に変更となることに伴い、夕食を遅らせることが可能となる見込みであり、午後5時以降に実施する方向で検討している。
208	松江少鑑	H29. 3. 23	週末以外にも、自弁購入した食品を喫食できるようルール改正を求める。	衛生面を考慮して、残った自弁購入食品は当日のうちに廃棄させていたところ、原則として、賞味期限の範囲内で喫食期限を設け、週末以外にも自弁購入した食品を喫食できるよう変更することとした。
209	松江少鑑	H29. 3. 23	自弁購入できる食品として、カロリーメイトやカロリーの低いパン類等、補食に適した品目を加えることを要望する。	夜間の空腹については、夕食時間及び自弁購入食品の喫食期限の変更措置により改善される見込みであり、また、現状で購入可能なバタークッキー、かりんとうなどは内容量も多く、空腹感を満たすための「補食」になり得ると受け止めている。そのため、現状のまま、様子を見たい。
210	松江少鑑	H29. 3. 23	視察委員会は、年4回のところ、5回とするように要望するとともに、これを可能とする予算措置を求める。	平成29年度から5回実施できる予算措置が講じられた。
211	岡山少鑑	H29. 2. 14	施設が老朽化しており、耐震性診断の診断結果に基づき、適時適切な対応がなされるべきである。	診断結果に基づき、法務本省より適時適切な措置が行われるものと思われる。
212	岡山少鑑	H29. 2. 14	食事について、健全な成長を阻害しない範囲内で「おかわり」を認めるべきである。	法務大臣訓令により定められた必要熱量を給与している。要望は上級官庁に報告する。
213	岡山少鑑	H29. 2. 14	夕食の時間を社会一般の夕食時間に近付けるべきである。	共同炊さんの都合上、運搬された食事を準備でき次第給与している。食品衛生上の観点から、配食・調理後は直ちに給与することが適当と考えており、食事時間を現行より遅くすることは難しい。
214	岡山少鑑	H29. 2. 14	入浴回数の増加を検討されたい。	他の少年鑑別所の現状と比較衡量し、保健衛生上の必要性を検討したところ、現行の入浴回数が妥当と考えている。
215	岡山少鑑	H29. 2. 14	暑さ寒さ対策として、エアコン及び暖房器具の増設を検討されたい。	暖房器具（ヒーター）を増設したほか、クーラーの増設を予定している。
216	岡山少鑑	H29. 2. 14	就寝時の明かりを暗くすることができないならば、アイマスクの使用を検討されたい。	自弁品、給貸与品の品目については、訓令・通達で定められており、当所のみでの対応は困難である。
217	岡山少鑑	H29. 2. 14	在所者に対し、提案箱、意見・提案書についての説明を記載した書面を各居室に掲示し、案内と説明を徹底されたい。	生活のしおりに平易な文章で記載されており、入所時オリエンテーションの際に一通り説明しているところであるが、今後は在所者が理解しやすい一層丁寧な説明を行うこととする。
218	広島少鑑	H29. 3. 28	提案箱への投書数が少ないため、意見・提案箱の存在、設置場所の周知及び表現を改め、投書を促すとともに、設置場所が分かるように案内されたい。	提案箱の設置等の趣旨を踏まえ、職員から在所者に対して投書を促すことはできないものの、「生活のしおり」内の視察委員会に関連する内容に、提案箱の具体的設置場所等を記載した内容を追加した。

219	広島少鑑	H29.3.28	職員へのヒアリングを通じ、職員の少年への接し方や職員間でのトラブル（パワハラ・セクハラ）等に問題を感じた場合、外部に安心して通報・相談できるシステムがあるか疑問であり、良好な人間関係に異動が生じた場合も安心できるシステムが必要である。	当所、上級官庁等にそれぞれ相談助言体制が整えられており、職員には同体制を周知している。 また、在所者との関連においては、接し方や指導方法等を含め職員に対する不祥事防止対策研修の実施や失敗発生時の対応を周知する等の体制を整えている。
220	広島少鑑	H29.3.28	専門性を高めるため、研修・研究会への出張費をできる限り拠出してもらいたい。	各職員の専門性を高めるため、今後も研修・研究会等への参加を計画に行う予定である。
221	広島少鑑	H29.3.28	Tシャツ、パンツ、靴下を在所者が自分で洗濯板を使用して石鹸で洗わなければならない点は衛生面もあり改善されたい。	従前に比べ在所者数も減少傾向にあるため、洗濯ネット等を使用した上で、在所者の申出による下着類の洗濯・乾燥の実施について検討したい。
222	広島少鑑	H29.3.28	食事が少なく、午後4時30分からの食事となるため就寝時は空腹感を感じる少年が多く、間食を増やし、また間食のメニューも幅広く注文できるように改善されたい。	食事量については、関係法令等（「矯正施設被収容者食料給与規程」等）に基づき、定められたカロリーの食事を提供しており、かつ間食については、午後7時から就寝までの間の摂取を認めていることから、量を増やすことは予定していない。ただし、間食のメニューについては、在所者の嗜好等を踏まえ検討したい。
223	広島少鑑	H29.3.28	入浴回数をもう少し増やすことを検討されたい。	入浴の回数については、関係法令（「少年鑑別所法施行規則」等）に基づき、適正に実施しているところであるが、最近の収容状況等に鑑み、特に夏季の入浴回数については検討したい。
224	山口少鑑	H29.3.31	今後、視察委員会に施設概況を報告する際には、差し支えない範囲で法務少年支援センターで実施している心理相談の概況（件数、内容、相談後の対応等）について報告願いたい。	今後、可能な範囲で、法務少年支援センターで実施している心理相談の概況（件数、内容、相談後の対応等）について報告する。
225	山口少鑑	H29.3.31	少年鑑別所法が施行されてからまだ日が浅く、少年鑑別所の役割、特に法務少年支援センターとしての役割について、十分な認識が得られていないので、今後もより一層の広報活動に努められたい。	従来の取組を引き続き継続するとともに、より広範囲に多角的な方法で積極的に取り組みたい。
226	山口少鑑	H29.3.31	夜間、土日祝日における保護者と少年との面会は、できる限り緩やかに認める方向で運用されたい。	夜間及び休日日の保護者と少年との面会については、職員配置の都合上、常時実施することは困難である。
227	山口少鑑	H29.3.31	衛生的に不十分なので入浴の頻度を増やす方向で検討されたい。	入浴は関係法令の定めに基づき、必要な回数を確保しており保健衛生にも配慮した上で実施している。
228	山口少鑑	H29.3.31	職員の増員を検討されたい。また、直ちに増員できないとしても、民間施設や病院等の勤務体制を参考にフレックスタイム制勤務などの柔軟な勤務体制を取り入れることを検討されたい。	職員の増員については当所限りでは対応できないものであるため、上級官庁に意見があったことを伝える。また、勤務体制の変更については、職員配置上、困難である。
229	山口少鑑	H29.3.31	図書館から書籍を借り入れる際、少年自身が希望する書籍を図書館から借り入れることができるようにされたい。	在所者が希望する書籍が、図書館にあるかどうかを確認するためにも、まずは在所者がどのような書籍を読みたいと希望しているのかについて調査することを検討したい。
230	山口少鑑	H29.3.31	各居室に時計を設置されたい。	各居室から、時計を確認できるよう必要な措置を講じた。
231	山口少鑑	H29.3.31	選挙権を行使できる少年に対しては、主権者教育の目的を踏まえ、主体的に考えることができるように働き掛けられたい。	主権者教育の目的を踏まえ、働き掛けたい。
232	徳島少鑑	H29.3.13	入所の際、全ての者に配布する資料に、視察委員会の①存在、②役割、③活動内容、④視察委員会が在所者に面会を希望する場合があること、⑤提案箱の存在及び⑥普段から鑑別所の処遇の是非について意識を払って生活してほしい旨の文言を記載することを申し入れる。	全入所者に対し、入所直後、①ないし③及び⑤について説明し、その後の入所時オリエンテーション時においても、生活のしおりに基づいて①ないし⑤について説明した上で意見・提案書を交付しているところ、これに加え、今後は、⑥について平易な表現でまとめたパンフレットを生活のしおりに添付するとともに、これを在所者に提示しながら説明を行う運用とした。
233	徳島少鑑	H29.3.13	書庫に、在所者に対して就労の意欲や精神的成長を促す種類の書籍を増冊することを申し入れる。	就労の意欲や精神的成長を促す種類の書籍の整備については、継続的に取り組んできた経緯があるところ、今後においても、引き続き当該種類の書籍の購入について十分配慮することとした。
234	高松少鑑	H29.3.22	面会希望者が少ない場合や他に面会希望者がいない場合等に面会時間を長くするなどの措置をとられたい。	少年鑑別所法施行規則第49条に定められた30分を下回らない面会を既に実施しており、面会時間の延長は、日課の運営上、鑑別の実施上、職員配置上、困難であることを御理解いただきたい。
235	高松少鑑	H29.3.22	面会希望者が容易に無立会面会の希望を申し出ることができるように面会申出書に無立会についての欄を設ける等の措置をとられたい。	無立会面会については、少年鑑別所法第81条第1項に定めがあるが、面会者の希望により、これを実施することとはされておらず、希望を記載する欄は不要と考える。
236	高松少鑑	H29.3.22	入浴回数を夏季は週3回、夏季以外は週2回という現状よりも増やすか、それが困難であれば、入浴できない日は毎日シャワーを使用できるようにすべきである。	少年鑑別所法施行規則第18条第1項に定められた1週間に2回以上の入浴を既に実施しており、これ以上の実施は、予算上も職員配置上も困難である。
237	高松少鑑	H29.3.22	夏季以外の運動後もシャワーを使用できるようにすべきである。	少年鑑別所法施行規則第18条第1項に定められた1週間に2回以上の入浴を既に実施しており、これ以上の実施は、予算上も職員配置上も困難である。
238	高松少鑑	H29.3.22	在所者の運動する機会・時間を十分に確保するよう要望する。	1日おおむね1時間以上の運動時間を確保する。
239	高松少鑑	H29.3.22	在所者が清潔な衣類を着用できるように衣類の種類を限定することなく洗濯の回数を増やすよう要望する。	洗濯機の容量の制約上、衣類の種類については限定せざるを得ないが、下着については、運動で汗をかいた場合等、その都度洗濯することとしたい。

240	高松少鑑	H29. 3. 22	寮全体の冷暖房ができる設備の設置が無理であれば、居室内で冷暖房器具を使用できるようにするなど、室温管理及び在所者の健康管理を適切に行うよう要望する。	全居室への冷暖房器具の設置は、予算の制約上、困難であるが、こうした要望が委員会から出されていることについて、上級官庁に伝達する。
241	高松少鑑	H29. 3. 22	1日に借りられる本の冊数を現状の3冊よりも増やすよう要望する。	現在も平日は毎日3冊、週末は9冊貸し出しており、現状で不足はないものと考えている。
242	高松少鑑	H29. 3. 22	図書整備について、アンケートをとるなど在所者の意見を踏まえるべきである。	図書に関するアンケートを実施し、その結果も参考にして蔵書の充実を図りたい。
243	高松少鑑	H29. 3. 22	できるだけ早期に地域援助業務を専属で担当する職員を1名増員して配置すべきである。	職員の増員については、施設限りでは対応できないので、こうした要望が委員会から出されていることについて上級官庁に伝達する。
244	高松少鑑	H29. 3. 22	地域援助業務について、少年鑑別所OBや元家庭裁判所調査官などの十分な経験を有する人材の活用を検討すべきである。	職員の任用については、施設限りでは対応できないため、委員会からの要望を上級官庁に伝達したい。なお、謝金をお支払いするなどして民間の方の協力をいただくことは可能であり、昨年度は地域援助に関する職員研修の講師を元家裁調査官の方にお引き寄せいただいた。今後も必要に応じて民間の方の協力を求めていきたい。
245	高松少鑑	H29. 3. 22	これまで以上に積極的に外部機関との連携・活用を考えて地域援助業務を行うべきである。	引き続き地域援助に関する広報を積極的に行い、外部機関との連携の強化と拡大を図っていく。
246	高松少鑑	H29. 3. 22	大声を出したり、暴れたりする在所者に対処するために保護室は必要であり、引き続き設置を検討されたい。	引き続き、保護室の設置を上級官庁に要望していく。
247	松山少鑑	H28. 8. 18	雨天時の運動種目を増やすことを検討されたい。	雨天時、娯楽室において行う運動メニューについて、器具等を調達した上で9種目に増やした。
248	松山少鑑	H28. 8. 18	週末に読める官本特に漫画本の冊数を増やしてほしい。	1日当たり3冊（うち漫画本は2冊）とし、通常の週末や連休にあっても休日日に乗じた冊数を休日前に貸与することとした。
249	松山少鑑	H28. 8. 18	常夜灯を設置する理由や明るさについての趣旨を在所者の理解の程度に合わせ、丁寧に説明されたい。	入所時オリエンテーション時のほか適時に職員から声掛けを行い説明しているが、今後も継続していく。
250	松山少鑑	H28. 8. 18	就労支援として、職場の人間関係や職業生活に有益な社会性を育むための情報提供を行うよう検討されたい。	既に用意している方法があるが、今後も継続的に就労支援を実施していくが、今後は、在所者の個別のニーズを踏まえ実効性のあるものを優先的に実施するなど工夫したい。
251	松山少鑑	H28. 8. 18	自弁購入したお菓子・飲料を摂取できる機会を増やすよう要望する。	摂取できる時間を今まで以上に確保することとした。
252	松山少鑑	H28. 8. 18	在所者とやり取りする際は、在所者の尊厳を尊重するとともに、当該在所者の特性を考慮の上、具体的に、分かりやすく、前向きで、親切、丁寧な言動や態度を徹底されたい。	在所者の指導に当たっては、言語理解の程度や心情の安定度、性格や発達程度等個々の特性を把握した上で、理解が難しい在所者には具体例を挙げて平易な言葉で繰り返し指導しているが、誤解が生じないように徹底を図っていく。
253	松山少鑑	H28. 8. 18	在所者の部屋に蚊が入り、うるさくて眠れないという訴えが在所者からあれば、すぐに職員が対応されたい。	電気式虫除け剤の設置、噴霧式殺虫剤の貸与、施設各所の消毒等防虫対策を行っており、今後も継続する。
254	高知少鑑	H29. 3. 31	視察委員会会議の開催回数を限定することは適当ではなく、また、活動予算の十分な確保を検討されたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
255	高知少鑑	H29. 3. 31	休日や夜間にも面会を実施できるよう改善を求める。	夜間・休日の勤務は、平日に比べて少数の職員で実施しているところ、現下の職員事情において、面会に要する職員を新たに配置することは困難である。
256	高知少鑑	H29. 3. 31	午後9時の消灯時間は早いので、消灯時間後の一定時間、他の在所者の迷惑にならない範囲で、居室内で自由に過ごすことができるなど柔軟な運用への改善を求める。	受験勉強等の事情があれば、個別に延長を検討したい。
257	高知少鑑	H29. 3. 31	テレビ視聴時のチャンネルを在所者自身に選択させるように運用願いたい。	昨年度放送設備の改修を行っており、テレビチャンネルの選択については、本年度から自由に選択できるように運用している。
258	高知少鑑	H29. 3. 31	家族からの差入れは、在所者の精神状態の早期安定に資するにもかかわらず、仕事を持っている保護者の差入れは受付時間内に行うことが難しく、また、特に他人の使用した下着に抵抗のある在所者も多いことから、初回差入れについては受付時間外でも柔軟に対応していただきたい。	職員配置の都合上、時間外の差入れを常時受け付けることは困難であるが、時間外に差入れしなければならない余程の事情があるということであれば、個別に対応を検討したい。
259	高知少鑑	H29. 3. 31	運動時間を増やすよう求める。	運動時間は、少年鑑別所法施行規則第17条第2項に基づいて1日1時間を確保するとともに、夕方にも室内運動の時間（約20分）を設けている。これ以上運動時間を増加した場合、例えば鑑別のための面接や検査、家庭裁判所調査官による調査、保護者・付添人等の面会、在所者に対する健全な育成のための支援など鑑別やその他の観護処遇の実施に影響するので、引き続き現行の運用を継続したい。
260	高知少鑑	H29. 3. 31	アレルギー等個別事情のある在所者について、柔軟な対応を求める。また、入所前から使用している常用薬の使用方法を在所者、保護者双方に対し、複数回丁寧に説明されたい。	アレルギーの訴えがある在所者については、個別に対応している。 多くの場合は食物アレルギーであり、消費者庁において、アレルギー症状を引き起こすおそれのある特定原材料等の指定されている食材については、本人の申告に基づいて、その食材を除いた食事を給与するようにしている。 アトピー性皮膚炎等皮膚疾患を有する者については、医師の診察を経て必要な医薬品を使用させるほか、症状の変化について詳しく聴取した上で、医師に指示を仰いで対応している。 在所者が入所前から使用している薬について、必要があれば当所での使用も認めるので、その旨は在所者及び保護者に説明していく。

261	高知少鑑	H29.3.31	暑さ、寒さへの対応について配慮を求める。扇風機やアイスノン、暖房器の使用法や使用可能時間について改善を求める。	夏季には、扇風機を使用させるほか、夜間はアイスノンを貸与している。扇風機の使用時間については、寮内の気温を勘案して相当期間延長するなど柔軟に対応している。 冬季には、厚手の下着シャツのほか、防寒着、冬靴下、手袋、ひざ掛け毛布を貸与しているほか、毛布についても増貸与している。また、寮内の気温を勘案してファンヒーターを使用し、寒さ対策を実施している。 今後も高温低温対策を工夫するとともに、夏季や冬季の在所者に対しては、より丁寧な説明をしていきたい。
262	高知少鑑	H29.3.31	食事が足りないという声があるため、成長期にあたる年齢であることを考慮して対応されたい。また、領置金の不足等で食料品の自費購入が難しい在所者についての対応も検討されたい。	食事については、矯正施設被収容者食料給与規程に定められた給与熱量等に基づき献立が作成され、著しく体が大きな者については、給与熱量を増やす配慮も行っている。食料品の購入については、丁寧に説明していきたい。
263	高知少鑑	H29.3.31	貸出図書について、少年鑑別所の目的に照らしても一般図書と漫画を別異に扱う合理的な理由はないと思われるため、漫画の貸出冊数の制限を改善されたい。また、漫画を読む時間が長いということを鑑別結果としてマイナスに評価しないことも求める。	図書の貸出方法や貸出冊数については、今後より良い方法について検討したい。 なお、漫画を読む時間が長いことをマイナスに評価することはない。
264	高知少鑑	H29.3.31	運動の種類について、在所者の希望する種目の導入を検討されたい。	運動の種類については今後検討したい。
265	高知少鑑	H29.3.31	自弁品の使用や購入について、一度の説明や生活のしおりを居室内に備え付けているだけでは十分に理解できない在所者もいることから、丁寧に説明するよう求める。	昨年度、生活のしおりに添付している自弁品一覧表を改正し、どのような自弁品が使用できるのかをより分かりやすく説明している。また、在所者から自弁品の使用や物品の購入等について質問があれば、その都度説明するようにしているため、今後も丁寧な説明をしていきたい。
266	高知少鑑	H29.3.31	意見・提案書の提出について、より多くの意見が寄せられるよう、引き続き在所者に対して丁寧に説明するよう求める。	意見・提案書や視察委員会の意義については、在所者に対して引き続き丁寧な説明をしていきたい。
267	福岡少鑑	H29.3.17	視察委員会の制度が適正に機能するよう、小倉少年鑑別支所に独立した視察委員会を設けるべきである。それが困難である場合、視察委員の人数を2名程度増員するか、または、年8回程度、視察委員会を開催できるよう予算措置を講じるべきである。	視察委員会の増設、視察委員の増員ほか、視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望を上級官庁に伝達する。
268	福岡少鑑	H29.3.17	施設及び官舎の建替えに向けた真摯な努力を行うべきである。	法務省インフラ長寿命化計画に基づき必要な補修等を繰り返しつつ、引き続き施設及び官舎の建替えに向けた必要な方策についての要望を検討していきたい。
269	福岡少鑑	H29.3.17	設備及び備品を現在の在所者の身体状況に合わせて整備すべきである。	現在の在所者の身体状況に合わせた設備及び備品の整備に係る必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望を上級官庁に伝達する。
270	福岡少鑑	H29.3.17	生理現象に対応するために必要となる物品（充電式シェーバー）の差入れ及び使用の可否を判断する基準の合理性について、再検討すべきである。	充電式シェーバーについては、多種多様な充電方法や充電器の取扱いの煩雑さから、適切な管理が極めて困難であり、現行では乾電池式シェーバーのみ自弁の使用を認めているところである。
271	福岡少鑑	H29.3.17	備品（座椅子）の使用につき、在所者に分かりやすい説明を行うべきである。	入所時のオリエンテーションの際に、座椅子の使用については強制ではない旨説明する。
272	福岡少鑑	H29.3.17	採血を行うに当たり、在所者が理解できる方法で、その目的を十分に説明すべきである。 また、本人の希望がある場合、血液検査の結果を在所者に教示すべきである。	健康診断として実施する血液検査については、在所者全員に貸与する「生活のしおり」に「血液検査では、肝機能や肝炎、梅毒などの感染症の有無について調べます。この検査結果は1週間ほどで分かります。異常があればすぐに知らせますが、特に話がなければ異常がないということです。安心してください。それでも直接話を聞いて確かめたいときは、職員に申し出ましょう。」と記載し、説明している。また、健康診断を実施する際に、医師又は医務係により、検査の必要性等について口頭で説明している。
273	福岡少鑑	H29.3.17	入所時の全裸検査につき、在所者が理解できる方法で、その目的を十分に説明すべきである。 また、全裸検査を行うに当たっては、在所者に羞恥心を植えつけることのないよう十分配慮すべきである。	入所時の身体検査の際、疾患や身体特徴の確認及び物品の隠匿等を検査するため、裸体検査を実施する旨口頭で説明している。 なお、検査の際は、在所者の羞恥心に配慮している。
274	佐賀少鑑	H29.3.27	食事の量に関する少年の意見を丁寧に聞き取り、少ない意見があれば量を増やされたい。	在所者に給与する食事の熱量は、法務大臣訓令及び通達により定められており、施設独断で食事の量を増やすことは困難である。
275	長崎少鑑	H28.5.11	職員による外部者（BBS等）向け研修を外来鑑別棟で行うことは可能かまた、大学等の講義への講師として職員を派遣することは可能か検討されたい。	いずれも可能であることから、今後とも積極的に協力したい。
276	長崎少鑑	H28.5.11	意見・提案書を生活のしおりに同封されたい。	意見・提案書を生活のしおりに同封するようになった。
277	長崎少鑑	H28.5.11	自弁の飲食品は買い置き保存ができるようにし、間食できる日を週4回に増やされたい。	衛生面を考慮し、未開封のものに限り翌日にも喫食可能とし、間食可能日を週4日とした。
278	長崎少鑑	H28.5.11	自弁対象食品には、菓子類だけでなく、常温保存可能なパン類を追加されたい。	パン類を自弁対象食品とする場合、食事の給与をどうすべきかなど検討課題も多い。そのため、パン類ではなく、栄養補助食品（カロリーメイト等）を自弁品目に追加した。
279	長崎少鑑	H29.1.25	在所者の面接希望が少ないように感じるため、面接の意向について、委員自らに在所者に直接意向確認できないか、検討されたい。	視察委員会制度の制度設計上、視察委員が直接在所者に意向確認することは想定されていないため、難しい。面接活動を充実させるという趣旨から、職員による説明をより丁寧にしようにしたい。 なお、委員会から指名された者については、職員による意向確認を行い、同意が得られれば面接実施は可能であることを併せて説明している。

280	長崎少鑑	H29. 1. 25	庁舎 1 階の女性用トイレについて、和式であるので、洋式化することが望ましい。	改修の必要性はあると考えているが、今後費用等について検討した上で、上級官庁と調整を図りたい。
281	熊本少鑑	H29. 3. 2	在所者から、居室にクモや蚊がいるので改善してほしいという意見が出されている。特に夏期の蚊については希望が多かったため、改善策をとられたい。	在所者から虫等がいる旨の申出があれば、速やかに職員が適宜の方法で排除している。窓・網戸などの設備・備品の更新等や防虫対策など、今後とも在所者の住環境の維持管理に配慮していきたい。
282	熊本少鑑	H29. 3. 2	男子寮居室にエアコンの設置を検討されたい。	男子寮へのエアコンの整備については、配分予算内での対応は困難である。
283	熊本少鑑	H29. 3. 2	在所者から、冬季の居室が寒いという意見があったので、暖房器具の設置等について検討されたい。	火気を使用する機器は、火災防止や保安上の観点から設置は困難であるが、防寒用の衣類を新たに整備するなどしており、採暖・保温の措置については、処遇上又は予算上の観点及び気候等の状況を勘案しながら、適切な対応に努めている。
284	熊本少鑑	H29. 3. 2	在所者から、タオルを増やしてほしいという意見があったので検討願いたい。	タオルについては、給貨与品又は自弁品を問わず、2 枚の使用を認めており、また、自弁品のバスタオルの使用を認めている（いずれも法令等に定める規格に限る。）。加えて、洗濯することも考慮の上、居室内において常時 1 枚のタオルが使用できるように配慮している。
285	熊本少鑑	H29. 3. 2	在所者から、体を洗うタオルがほしいという意見があったので検討願いたい。	あかすり用タオルを含め、入浴用スポンジは自弁品の使用を認めている。
286	熊本少鑑	H29. 3. 2	在所者から、ボディソープがほしいという意見があったので検討願いたい。	現在は石けんを支給しており、自弁品に限りボディソープの使用を認めているところであるが、支給する石けんの在庫がなくなり次第、ボディソープ（液状）を支給することとしている。
287	熊本少鑑	H29. 3. 2	在所者から、食事の量が少ない、食事の味付けが辛い、肉が少ないという意見があったので検討願いたい。	給食は、食料給与規程に基づき、熊本刑務所において調理したものを給与している。当所の担当者が、同所で開催される給食委員会に出席し、意見を述べる機会があることから、当所在所者の好みの傾向や給食に対する反応等については、今後とも伝達に努めていく。
288	熊本少鑑	H29. 3. 2	在所者から、お菓子・ジュースの注文の回数、個数を増やしてほしいという意見があったので検討願いたい。	法令等に即した運用を図っているが、喫食の機会や喫食量を増やすことによる衛生面や健康管理に係る問題や、業務量の増加などの施設の管理運営上の問題など、幅広い観点から検討していく。
289	熊本少鑑	H29. 3. 2	在所者から、トイレットペーパーはロールのものを使いたいという意見があったので検討願いたい。	在所者に給与又は自弁を認めるちり紙については、用便時とそれ以外の場面といった、用途の違いに応じて異なるものを使用させることは今のところ予定していない。
290	熊本少鑑	H29. 3. 2	在所者から、運動の時間、回数を増やしてほしいという意見があったので検討願いたい。	法令に基づき必要とされる運動時間は確保しているほか、諸事情により日課に定める時間に参加できなかった在所者に対しては、別途個別に対応するなどしている。今後も在所者の健康保持に必要な運動の機会の確保や内容の充実にも努めていく。
291	熊本少鑑	H29. 3. 2	次年度以降においては、年 6 回委員会を開催することを要望する。	視察委員会の開催に伴う必要な予算の増額措置については、当所限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
292	大分少鑑	H29. 2. 15	在所者が視察委員会に対して提出する「意見・提案書」について、当委員会で作成する意見・提案書の様式を使用されたい。	意見・提案書の様式は、通達で定められていることから施設限りで変更することは困難である。本意見があったことは上級官庁へ報告する。
293	大分少鑑	H29. 2. 15	在所者が意見・提案書を容易に作成・提出できるような環境を整備されたい。	意見・提案書を居室に備え付けるなど、意見・提案書を容易に書くことができるように、柔軟に対応したい。
294	大分少鑑	H29. 2. 15	当視察委員会が作成した当視察委員会の活動内容や在所者からの意見・提案に対する対応等を記載した書類を在所者に掲示又は配布されたい。	活動内容等を記載した書類を作成した場合は、当所にて内容を確認の上、問題がなければ居室内に掲示することとした。
295	大分少鑑	H29. 2. 15	在所者から要望のあった処遇改善について検討されたい。	意見を受け、運動に関しては、運動中に面接、調査等があった場合や休日等の運動の機会の確保するための措置を既存の建物、設備、限られた人員配置の中で今後とも継続的に運動の機会を確保する。夕食については、共同炊さんの都合による搬送される時間と食中毒防止の観点から午後 5 時頃に変更するのは難しい状態である。しかし、給食方法が平成 29 年 4 月から弁当調達方式に変更になることに伴い、現行より遅い午後 5 時頃に変更するなどの対応をするなど今後も継続的に検討していく。
296	宮崎少鑑	H28. 6. 2	居室へ虫が入って来ることがあるため、虫除けを設置していただきたい。	庁舎周辺の環境整備を行っており、虫が発生しにくい環境を整備しているが、虫除けも購入し、改善を図った。
297	宮崎少鑑	H28. 6. 2	入浴で湯船に髪の毛等が浮いていることから、対応していただきたい。	髪の毛等をすくう網を購入し、改善を図った。
298	宮崎少鑑	H28. 10. 20	不在者投票について、実施されているか、また地方選挙についても確実に実施されたい。	第 24 回参議院議員選挙に伴う不在者投票については告知を行ったが希望者はいなかった。地方選挙について、少年からの申出があれば実施する。
299	宮崎少鑑	H28. 10. 20	食事量は増やせないか検討願いたい。	矯正施設被收容者食料給与規程で定められた量を給与することになっている。身長 180 センチメートル以上の在所者には、医師の判断を仰ぎ、食事せんを出して、主食の増量を行っている。
300	宮崎少鑑	H28. 10. 20	昨年度と繰り返しになるが、夜間照明が明るくて眠れていないという意見があったので、照明を落とすなど検討されたい。	在所者の居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態を把握する必要から、一定の明るさを確保する必要がある。
301	宮崎少鑑	H28. 10. 20	昨年度、在所者から「運動の科目を増やしてほしい」という意見が複数あったことから、運動種目の増加について具体的に検討願いたい。	新たに道具を購入するなど、適宜、運動種目を増やしている。

302	宮崎少鑑	H28. 12. 14	在所者の体調管理や健康面に対する配慮を行っているか、改めて確認願いたい。	入所時面接で既往症や体調面について尋ねているほか、入所後すぐに医師による健康診断を実施している。また、毎日、体調面については、職員が声掛けを行っている。
303	宮崎少鑑	H28. 12. 14	在所者の読書時間の確保は行っているか、改めて確認願いたい。	自由時間を確保しており、その間は読書に充てることが可能となっている。
304	宮崎少鑑	H29. 2. 14	ちり紙でなく、トイレットペーパーを支給できないのか、検討願いたい。	当所においては、トイレットペーパーホルダーの設置により、保安面での危険箇所が増えること、予算面を勘案して支給していない。また、自弁で購入可能であるが、在所者からの購入申込みはない。
305	宮崎少鑑	H29. 2. 14	提案箱の存在の周知については、適切な場所へ設置されており、周知についてもオリエンテーション等によりされていることから、折を見て説明を行っていただきたい。	入所時のオリエンテーション以外にも周知している。今後も折を見て周知するよう心掛ける。
306	宮崎少鑑	H29. 2. 14	図書の貸出冊数を増やしてほしいという要望があったので検討していただきたい。	週末の在所者への本の貸出冊数については、漫画本に集中することがあるため、収容人員が増加した際には、在庫の関係上、不足感を抱くことがあるかと思われる。今後も計画的に図書、漫画本等の購入を行うとともに、収容人員数に応じ弾力的な貸出を行う。
307	宮崎少鑑	H29. 2. 14	在所者に対する接し方については、十分な配慮を行っているが、叱責の際は更なる配慮を行っていただきたい。	在所者に対しては、常日頃から懇切丁寧な対応を行っている。注意を与える際も在所者の人権を尊重している。今後も少年法及び少年鑑別所法に基づき、適切に対応する。
308	那覇少鑑	H28. 8. 4	女子在所者は運動後、毎回シャワーを使用しているとのことだったが、男子在所者も運動後は毎回シャワーを使用しているのか、改めて確認願いたい。	男子在所者の場合も、原則として運動後は必ず毎回シャワー入浴を実施している。
309	那覇少鑑	H28. 8. 4	官本の貸与について、女子在所者から火曜・木曜が貸与日となっているが、火曜と木曜では間隔が短く、木曜から火曜は間隔が長いので、バランス良く曜日を変更することはできないか、また、貸与された図書もすぐに読み終えるとのことだったので、冊数の変更はできないか、改めて検討願いたい。	日課の都合上、貸与曜日の変更は難しい。早く図書を読み終えたと申し出る在所者は少なくないので、曜日にかかわらず図書交換を職員で行うことで、要望に応じているので、こうした対応については今後より一層周知を図りたい。 貸与数の変更については、全体蔵書数や居室内整理棚のキャパシティ、職員による居室内物品の管理の限界等を考慮すると、総合的に考えて現状では難しい。
310	那覇少鑑	H28. 8. 4	例えば、図書の選定に在所者の意見も取り入れていただきたい(女子在所者からは郷土に関する図書も読みたいとの意見があった。)。また、可能であれば、視察委員から、推薦図書について意見を出すことや、図書を寄贈することも検討願いたい。	在所者退所時に実施しているアンケートを利用して、その意見を取り入れるようにしている。 図書選定上、視察委員から意見をいただけるのであれば、参考にさせていただきたい。また、御寄贈いただけることは大変有難く、内容を確認した上、活用したい。 また、郷土に関する図書については、男子寮のみ整備している状況であるため、そのうちの何冊かを女子寮図書室に移し、女子在所者が活用できる体制を整備した。
311	那覇少鑑	H28. 8. 4	退所時アンケートの回答を次回見せてもらいたい。アンケートの内容を見て検討するが、視察委員からのアンケートを書かせることは可能か、検討願いたい。	退所時アンケートを閲覧していただき、御意見を伺いたい。視察委員からのアンケートについては、内容を確認した上で検討したい。
312	那覇少鑑	H28. 10. 13	退所時アンケートの結果に出された意見について、まとめてあるのか。多い意見については、生活のしおりの中に説明を入れると良いと思われる。	退所時アンケートについては、項目別に統計的な集計は行っているが、個々の意見を取りまとめるのは難しい。アンケート結果を参考にして、在所者の生活全般について適宜見直しを行っている。
313	那覇少鑑	H28. 12. 8	在所者各自が体重を計れるように措置されたい。	男子浴場、女子浴場に各1台の体重計を整備した。